

総務常任委員会会議録			
日 時	平成20年12月16日（火）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時11分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、高橋副委員長、鈴木・菊地・佐藤・佐々木・ 横田 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、鈴木委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

(陳情趣旨説明)

再開 午後 1 時 07 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

○（総務）企画政策室林主幹

まず、管理組合からの協議案件であります。本年 6 月 24 日開催の当委員会で報告いたしました平成 21 年度港湾関係事業予算要求案について、その後、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に意見照会をしまいましたが、それぞれ異議がない旨の回答がありました。市といたしましては、これらも踏まえて検討した結果、本件につきましては同意したいと考えております。

次に、平成 20 年第 3 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 11 月 25 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、また議員提案された議案として、議会会議規則の一部を改正する規則案と議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例案の合わせて 3 件が提出され、いずれも原案どおり可決されました。

また、平成 19 年度管理組合各会計歳入歳出予算について報告があり、認定されました。

○委員長

「定額給付金事業準備室の設立について」

○（総務）職員課長

定額給付金事業準備室を平成 20 年 12 月 1 日付けで総務部内に設立いたしましたので、報告いたします。

本準備室を設立いたしましたのは、既に国や北海道からの問い合わせや打合せ会議等が始まっていることから、事業実施に向け準備を進めるセクションを早めに立ち上げ、情報収集や調査、事業スケジュールの調整など事業実施に支障を来さないようにするためであります。

なお、配置人員等につきましては、総務部次長を室長に、主幹 4 名、主査 3 名の計 8 名の兼務体制であり、事業内容がはっきりした段階で、実施本部に切り替えて進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「年末の臨時開庁について」

○（総務）総務課長

年末の臨時開庁について報告いたします。

広報おたる 12 月号で既にお知らせしておりますが、本年の年末年始の休日は 12 月 27 日(土)から 1 月 4 日(日)

までの 9 連休となりますので、12 月 29 日(月)に市役所の一部を臨時開庁いたします。

対応する部署は、別館 1 階では戸籍住民課、国保年金課、保険収納課、後期高齢・福祉医療課、介護保険課、子育て支援課、別館 2 階では各証明発行業務などで、市民税課、資産税課、納税課でございます。

執務時間は、通常と同じ午前 9 時から午後 5 時 20 分まででございます。

なお、市立小樽病院及び第二病院につきましては、29 日の午前中開院しております。

また、広報掲載は間に合いませんでしたが、市内の中小企業の緊急融資等の相談窓口を、別館 1 階において産業港湾部で対応いたします。

○委員長

「小樽市学校教育推進計画（案）について」

○（教育）指導室主幹

第 2 回定例会の総務常任委員会において、平成 21 年度からスタートする第 2 次学校教育推進計画作成作業について報告しておりましたが、このたびパブリックコメントを終了しましたので、その状況について報告いたします。

この計画はこれまでの計画の延長線上にあることから、基本的に現行の計画の答申を踏まえるとともに、現状と課題、関係団体からの意見、新学習指導要領との関連などを踏まえることを基本的な考えとして作成しております。

計画案の作成に当たりましては、校長、教頭、教員、小樽市教育委員会職員から成る作成委員会を組織いたしました。

計画案の内容については、心豊かに学び、ふるさとに夢と誇りを持ち、たくましく生きる、小樽の子どもの育成を基本理念とし、「確かな学び」と「豊かな感性」を育む教育の推進、「信頼」と「活力」ある学校づくりの推進を基本方針に、確かな学力の育成や豊かな心の育成など、五つの重点目標を掲げております。

計画の展開では、重点目標ごとに目標実現のための観点や基本方向、学校における主な実践項目を示すとともに、教育委員会の関連する施策についても示しております。

11 月 1 日から 1 か月間パブリックコメントを実施し、5 人の方から 19 件の意見の提出がありました。いただいた意見の主な内容は、各学校での実践にかかわること、学校施設の整備に関すること、保護者の生の声を聞いてほしいこと、特別支援教育の充実に関すること、教員の意見を反映してほしいことなどであり、現在、教育委員会の考えをまとめているところでございます。

今後、12 月 25 日に開催予定の第 12 回定例会教育委員会で、小樽市学校教育推進計画案を議案として提出する予定であります。

なお、計画の決定後、新しい計画とパブリックコメントの意見等の概要及び市の考え方について、小樽市のホームページで公開してまいります。

○委員長

次に、本定例会に付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 9 号について」

○（財政）市民税課長

議案第 9 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案について、その主な内容を説明申し上げます。

このたびの市税条例の改正は、平成 20 年 4 月 30 日公布の地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するとともに、入湯税の課税免除規定を改正し、あわせて所要の改正を行うものであります。

1 点目の控除対象寄附金の拡大については、既に条例に指定されている都道府県・市町村共同募金会、日本赤十字社のほかに、所得税の寄附金控除対象のうちから地域住民の福祉の増進に寄与するものとして、市内で事業活動を行っている国立大学法人、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人を指定するも

のであります。

なお、施行月日は平成 21 年 4 月 1 日としておりますが、平成 20 年 1 月 1 日以降の寄附金から適用されます。

2 点目の入湯税の課税免除規定の改正については、小樽簡易保険加入者ホームの長期入所施設の廃止に伴い、入湯税の課税免除規定から削除するものであります。

なお、施行月日は、公布の日からとしております。

○委員長

「議案第 35 号について」

○菊地委員

議案第 35 号小樽市非核港湾条例案について提案をいたします。

本会議で詳しく述べましたが、核兵器廃絶に向けた世界の動きはさらに加速をしています。今年の夏開催された原水爆禁止世界大会から始まった署名「核兵器のない世界を－2010 年核不拡散条約再検討会議にむけて」、この署名に世界的な共感が広がっていることも特徴的なことです。

軍縮、安全保障問題を扱う国連総会第 1 委員会で、新アジェンダ連合の代表が、特定の国の核兵器保有が世界の平和と安全を強化するという見解には同意しない。それは核兵器の使用や新たな核保有の危険をつくり出すと批判しました。潘基文（パン・ギムン）国連事務総長の講演で核抑止ドクトリンの危険を指摘し、国連憲章をはじめ政治的な意思の力によって、国際的な平和と安全保障への新たな一歩を踏み出すことを呼びかけました。

アメリカの次期大統領のオバマ氏は、核兵器の廃絶を核政策の中心的な要素にすると述べ、2005 年の核不拡散条約再検討会議がぶざまな失敗に終わった原因にブッシュ政権の態度があったと述べていることも、今後の核兵器廃絶に向けた運動の大きな後ろ盾になることでしょう。

今、署名の運動とあわせて草の根の運動が大きく広がっています。非核港湾条例の制定もこの流れに大きく貢献できることを確信して、提案説明といたします。

○委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党

○菊地委員

◎石狩湾新港の港湾関係予算要求案について

初めに、ただいま報告を受けました石狩湾新港の港湾関係予算要求案について、商工会議所とか、さまざまところの意見をお伺いしたと思いますが、その後庁内ではどういった議論でこれに同意していくことにしたのか、その特徴的なことをお示してください。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の港湾関係予算要求の関係での検討ですけれども、市としましては各事業の必要性とか緊急性などについて検討してまいりました。そのほかに小樽市の財政が厳しいものですから、石狩湾新港管理組合に支払う母体負担金の影響はどのようになるかということを検討してきました。

○菊地委員

緊急性については、何をどう議論してこの工事が緊急だというふうに判断されたのか、そのことについてお尋ねします。

○（総務）企画政策室林主幹

事業の緊急性ということでございますけれども、今回予算要求案の中にありました、例えば物揚場のマイナス 2

メートルの改良というのがございまして、この工事につきましては昭和 56 年度施工した関係でございすけれども、老朽化が進みましてエプロンの沈下などが見られまして、荷さばきなどの荷役作業に影響があるということで緊急性があるというふうに考えております。

○菊地委員

これは北防波堤の延伸と島外防波堤の工事も含んでいるのですね。これについてはどういった議論をしているのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

北防波堤の関係でございすけれども、この工事につきましては西地区の西ふ頭の岸壁が平成 18 年 12 月に供用を開始されましたけれども、港内の静穏度が国の基準を下回っているということで、管理組合としましても船舶の航行や荷役作業の安全性の確保のために必要であるということで、平成 20 年度に着手しております。

○菊地委員

平成 20 年度に着手しているのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

この工事につきましては、平成 20 年度に調査設計ですとか地質調査の事業を既に開始しております。

○菊地委員

石狩湾新港管理組合議会の中でもこの問題については指摘されているのですけれども、国の基準では静穏度を保つ割合は九十何パーセントでしたか。

○（総務）企画政策室林主幹

97.5 パーセントになります。

○菊地委員

今、石狩湾新港はこの静穏度はどこまで保たれているのか、その数字についてもお答えください。

○（総務）企画政策室林主幹

静穏度の数字についてですけれども、西ふ頭の関係ですけれども、平成 14 年から 18 年の段階で、現在の状況で 93.8 パーセントということになってございます。

○菊地委員

実際、この 93.8 パーセントの静穏度で、具体的に船舶がそこに着いたときに支障があったとか、そういう例はあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

今年については支障はなかったと聞いておりますが、去年はあったというふうに聞いてございます。

○菊地委員

そういう場合は、ここには着けないけれども、ほかの岸壁に着いて何とか回避するとか、そういうことは可能なのですか。

○総務部副参事

荒天時には、大型船の場合は一般的には港外で寄泊します。小さな船ですと港内で寄泊する。要するにアンカーを打って泊まるというのが一般的になっています。

○菊地委員

本会議でもこの石狩湾新港の北防波堤延伸及び島外防波堤の工事については質問させていただいていたのですが、たしかこの工事の竣工までには 10 年ぐらいかかるということをおっしゃっていたように思ったのですが、それは間違いはないですか。

○（総務）企画政策室林主幹

管理組合のほうからは、おおむね 10 年というふうに聞いてございます。

○菊地委員

静穏度を保つという、そういう緊急性が認められる工事に 10 年をかけるというのは普通のことなのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

最終的に余裕があれば短期間で整備することも可能かとは思いますが、小樽市をはじめ北海道についても現在厳しい財政状況に置かれておりますので、そういう状況にはないというふうに思っております。

また、防波堤の整備は大規模な事業になるので、中・長期的な計画に立って段階的に静穏度を上げていくというのが一般的であるというふうに考えてございます。

○菊地委員

石狩湾新港管理組合議会に出ています我が党の北野議員の質問の中でも、今の静穏度の状態であっても大きな差しさわりが出ていない。しかも、緊急性と言いながら、この先 10 年間かけて工事を進めていく。本当に緊急性があるのだったら 10 年もかけていられないような中身ではないかと思うのですが、竣工までに 10 年をかけながら静穏度を保っていくというところの矛盾について、そういう指摘はなかったのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の西ふ頭のバースにおける静穏度なのですが、このバースが公共岸壁ということで、いろいろな大きな船も小さい船も泊めていかなければならないということで考えているようでございます。安全で円滑な荷役作業を確保するためには静穏度を確保しなければならないというのは、港湾管理者として基本的な考えで進めていかなければならないものだと思っております。

○菊地委員

私どもは現在の静穏度の状態で大きな差しさわりはないし、各母体の財政状況も厳しくなっているときに、さほど緊急性のある事業だというふうに思えないということで、その辺は慎重に議論しながら、なおかつ合意しない方向で行くべきではないかということはこれまでも申し上げてきていました。合意の方向ということですが、この予算というか母体の負担金は具体的にはどういうふうに変わっていくのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

来年度の母体負担金についてでありますけれども、管理組合からまだ平成 21 年度予算の関係の協議が来ていない状況でして、未定となっておりますけれども、以前から小樽市のほうからも、管理組合や同じ母体の北海道に厳しい財政状況を訴えながら、何とか母体負担金を下げてもらえないかという話はしてまいりました。その中で管理組合のほうでも、来年度の予算編成に向けて今年度よりも低減させていく、母体負担金を下げるというふうに努めるということで回答をいただいております。

○菊地委員

母体の負担金は今ほとんどが公債費の償還に充てられています。そうすると、また新たな工事に着工しながらその負担金が増える部分と、公債費を相殺したとしても負担金は下がっていくという考え方でしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

管理組合の建設事業関係の起債につきましては平成 19 年度がピークでございまして、今後は下がっていく見込みでございます。その関係で、今後についてはどのようなことがあるかわかりませんが、大きな事業投資をしない限りは増えるということにはならないのではないかと考えております。

○菊地委員

いずれにしても、私どもは小樽港という自然の良港がありながら、石狩湾新港の着工にのっていったということ自体が、この厳しい財政状況をさらに厳しくしているということはこれまでも指摘してきたところです。普通建設

事業費がどんどん下がって、道路など、そういうところの改善方の要求もなかなか実現しないし、地元の企業の仕事も減っている。できればこの石狩湾新港に出す母体の負担金下がって、そちらに回したほうがより生きたお金の使い道ではないかということはこれまでも指摘してきたところなのですが、同意の方向性というのはもう変わらないのでしょうか。

○総務部副参事

石狩湾新港への負担というのは、単に港湾の整備に対して負担しているという考え方とちょっと性格的には違うかと思います。というのは、小樽市としては石狩湾新港を中心としたあの地域全体の開発に参画しているわけで、そういうことが原点にございますので、これからあの地域開発をどうやって進めて活性化させて、そこから小樽市のいろいろな財源を生み出していきなり、なかなか雇用面では場所的な問題があったり、課題もありますけれども、そういったものも全くゼロではないわけですし、そのような問題も含めてトータルで考えなければならないと思っています。

石狩湾新港管理組合負担金の関係というのは、これは昭和 53 年度から加入している組織母体として、一部事務組合という特別地方公共団体ですので、そこに対する言ってみれば義務の部分もありますので、これは果たしていかねばならない。ただ、その負担額については先ほど来申し上げていますように、今のこの財政状況を考えた場合には少しでも安くしてほしいというのが当然のことですので、それを最大の株主と言っていいと思いますけれども、組織母体の最大の母体である北海道をはじめ管理組合自体にも直接何度もそういった面でのお願いをしてきて、財政運営の中でできるだけ母体負担金を下げるように努力していただく、そういうことでございます。

そういったことを含めてトータルで考えて、小樽市としては今回の開発予算に関しても同意していきたいという判断をしたということでございます。

○菊地委員

あの地域を中心とした開発に参画しているとおっしゃいましたけれども、土地の問題にしてもやはり思うように売却が進んでいない。雇用に関しても、小樽市内からの雇用・就業者はなかなか増えていかないという問題があるわけです。ですから、私たちはこの石狩湾新港の開発についてもやはり考え直す必要があるのではないかとこのことを言ってきたわけなのですけれども、こうした新たな事業、そういうものに同意しながらやっていくということについてはこれ以上のことはないとはいえますけれども、そもそも静穏度を保つという今度の工事についても、本来ならもっと大がかりな事業になるはずだったものが、この小さな事業でおさめたかのようにも聞いていますけれども、その風向きが変わったというような自然現象に左右されるようなところもあって、この先もどうなっていくのかという一片の心配はあります。

なおかつ、この厳しい財政状況もありますし、大きな開発で母体の地方自治体が、住民の生活とかそういうものに回すお金をそちらに取られることのないような行政運営を望みながら、次の質問に移らせていただきたいと思います。

◎来年度予算に向けた国の方針について

財政問題で新聞によりますと、国の 2009 年度の予算の概要が固まったというような報道もあります。麻生総理は地方交付税については増額をしたいというような発言もしていますが、来年度予算に向けた国の方針と交付税の動きがどうなっているのかについてお伺いしたいと思います。

○（財政）財政課長

来年度の国の予算執行関係についてでございますが、今年の 8 月末に総務省が財務省に対しまして、概算要求という形で要求を出しています。交付税につきましては、来年度は平成 20 年度比 6,000 億円の減、3.9 パーセントの減ということで概算要求しております。

先日、21 年度の予算編成の基本方針というのが政府のほうから出されまして、これに基づきいろいろ今、総務省

あるいは政府内で予算の固めをしているところでございます。

新聞報道等によりますと、今月の 18 日に財務大臣折衝が行われるということで、それから 12 月 24 日、25 日ぐらいに政府予算案が閣議決定されますので、そのころには大体大まかな姿が見えてくるかというふうに考えています。

交付税につきましては総理大臣が 1 兆円増額というふうに言っておりますが、いずれにしましても年明け早々には地方財政対策というものが例年示されておりますので、そのころになったらはっきりするのではないかというふうに考えております。

○菊地委員

地方財政審議会というところが地方財政についての意見というものを発表していて、交付税について地方の税収が厳しくなっているということです。それは国も同じなのでしょうけれども、この間どんどん地方が厳しくなっている。また、人員の削減についても想定以上に地方は努力しているので、そういう厳しくなっているところだから、地方にはしっかり財源措置をしなければいけないというようなことを言っているのですが、こういう動きから見てもどうなのでしょう。今、課長は年明けまではっきりしないとおっしゃいましたけれども、これまで全国市長会や地方財政審議会が地方交付税をしっかり措置してほしいという意見も上げていますけれども、少しは上向きになっていくのかという、そういう動きについては全くわからないのでしょうか。

○（財政）財政課長

ただいま委員の言われた地方財政審議会なのですけども、総務省に設置される機関で、来年度の地方財政対策等を答申する、意見を述べるところでございます。12 月 10 日に出された「平成 21 年度の地方財政についての意見」につきましては、地方六団体の意見も真しに受け止めて、地方財政計画の歳入歳出の洗い直しを行って、今、委員が言われたようなことで、必要な財政需要を適切に積み上げて一般財源を確保するというような意見を出されています。これに伴って必要となる地方交付税については所要の増額を図るべきということと、それから今、景気後退等がありますので、それに伴う地方税の減収とか、あるいは交付税の原資となる国税 5 税の減収、こうしたものには確実な補てん措置を講ずることというような意見も出されております。

いずれにいたしましても、総務省の諮問機関でありますので、この意見については最大限尊重されるはずですし、我々といたしましても、必要な歳出の削減というのはかなり前からやっておりますし、今後も交付税あつての小樽市の財政でございますので、増額について期待もしていますし、増額していただかなければならないというふうにも考えております。

○菊地委員

◎今年度の市税収入の見込みについて

地方交付税の行方も心配なのですが、もう一つ市税の見込みについて、平成 20 年度の納期も残り 1 期ですけども、これまでの年度との比較で見た 20 年度全体の収納状況は、どのように見通しを立てていらっしゃるのかお尋ねします。

○（財政）市民税課長

今年度の市税収入の見込みについてでございますけれども、昨年度と比べまして、収入率も多少落ちているような状況でございます。原因的には、いろいろ言われております現在の景気動向が反映されているというような分析をしておりますけれども、今後もあまり好転するような材料がないという中では、今年度の市税収入も厳しい状況かというように考えております。ただ、我々としては何とか予算額の確保に努めていきたいというようには考えております。

○菊地委員

今、アメリカ発の金融危機の問題で、世界もこの日本も非常に厳しい景気の状態になってきているのですが、雇

用不安とか景気の悪化で、来年度以降さらに市税収入については厳しい状況になっていくのではないかと思いますのですが、そういう反映でさらに厳しいという見通しなののでしょうか。

○（財政）税務長

委員が御指摘のとおりのことにも不安要素としては入ろうかと思えますけれども、我々は市税収入の見込み、予算編成に当たりましては、これまで同様に直近の税制改正の動向とか過去数年の実績などを勘案しながら、予算を策定しているところであります。また、先週 12 日には、自民党から平成 21 年度の税制改正大綱が発表されました。その中ではとりわけ増収につながるような改正点は見当たりませんでしたけれども、委員が御指摘のとおり厳しい経済状況にあって、これが企業業績などへの影響は避けられないというようなことは我々も考えておりますので、市税全体として相当厳しい状況になるのではないかとという考え方はしております。

○菊地委員

国全体の予算の状況を見ましても、国債の発行はかなり大きくなっているということもあります。ただ、今、税務長がおっしゃったように税収が厳しいことでは全体の景気の動向が大きいわけですから、それぞれの地方自治体は、厳しい税収の中でも市民の生活や健康をしっかりと守る、また、雇用も確保していくという意味で地方交付税の役割はまた大きくなってくると思いますので、いろいろな要請活動は既にされているとは思いますが、しっかりと来年度予算が確立できるよう地方交付税の確保に向けた動きについて、またさらに全体で要請もしていただきたいと思うのですが、財政部長はどう考えていらっしゃいますか。

○財政部長

来年度の地方財政対策については、先ほど説明しましたように、年明けに大体形が見えてくるだろうと思っています。毎年度ですけれども、ふたをあけてみて、これではやっていけないというような声が地方から上がるというのが最近の例でございます。今回も、先ほど課長が申し上げましたように、私どもとしては大変期待をしておりますけれども、その結果を見ましてやはり不十分あるいは財源手当が必要ということであれば、また地方六団体と足並みをそろえて、早めに要請活動をしていくというふうにはなろうかと思えます。

○菊地委員

◎地上デジタル放送問題について

次に、地上デジタル放送問題についてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、小樽市の地デジの受信は今どこまで可能になっているのですか。

○（総務）企画政策室阿部主幹

市内の地デジの受信状況につきましては、もう今年の 11 月ごろからは一応、市内一円が受信できるような状況になっております。ただ、一部塩谷・蘭島方面で、余市からの電波でないと届かないようなところがございまして、これは来年の 10 月なり 11 月ぐらいに余市からの電波も発信するというふうに聞いてございます。

○菊地委員

そうすると共聴地域への対策が残っているという程度で、電波が届くところはそれぞれ個人でアンテナを用意したり、チューナーを用意すると受信が可能だということですね。あと共聴組合でもう既に共聴アンテナで受信対策をしているところは大丈夫だと思うのですが、実は私のところはまだなものですから、そういう状況について把握されているかどうかについて、ちょっとお尋ねしたかったのですが。

○（総務）企画政策室阿部主幹

市内の自分の家にアンテナを立てて見られない地区というのですか、いわゆる自主共聴施設という形での組合は市内に 42 の施設がございます。それと、NHK の受信状況が悪いということで、NHK がアンテナを立てている、NHK の共聴という部分での組合が市内に 19 施設ございます。それぞれで申し上げますと、自主共聴 42 施設のうち、改修済み、改修不要というのも含めまして 24 施設が既に地デジの対応を済ませておりまして、18 施設が来年

度以降対応という状況です。

それと、NHK 共聴 19 施設のうち、10 施設につきましては既に改修が済んでおりまして、残りの 9 施設につきましては来年度以降ということとなっております。

○菊地委員

この共聴アンテナに関しては、業者が可能な施設に改修することになるのでしょうかけれども、その場合の改修費の負担はすべて業者持ちなのか、いろいろな仕組みがあると思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室阿部主幹

基本的には、NHK を見るための施設につきましては NHK のほうの負担になるのですが、民放を見るための施設の改修というのは自己負担になってございます。ですから、先ほど申し上げました各共聴組合が改修費用を負担することになります。

○菊地委員

そうすると、組合に入っているそれぞれの世帯負担もあり得るということですか。

○（総務）企画政策室阿部主幹

各共聴組合によりまして、何十人とか何百人のところまでいろいろな団体、共聴組合がございますので、当然普段的に共聴組合の会費は月 300 円とかそういうところが多いようですけれども、会費を集めて、改修費用のために積立てをしていて、会員数の多いところについては当然自己財源というか体力がございますので、改修費用が例えば 300 万円、400 万円かかったとしても、一般家庭の方から負担を求めないで改修を済ませるという状況はございます。

ただ、極端に少なく 30 人とか 40 人という場合は、同じ改修費用が 200 万円かかりまして、一般家庭の 1 家庭への負担が 10 万円、20 万円というふうにかかっていくことがございますので、それにつきましては 1 家庭の負担が 3 万 5,000 円を超える部分については国のほうで一定程度見るといった形での助成制度がございます。

○菊地委員

もしそういうふうになった場合、3 万 5,000 円を出せない世帯は見られなくなってしまうのですか。

（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）

3 万 5,000 円かかるとは限らないけれども、全国で地域ごとに光ファイバーの施設をつけたけれども、世帯負担が払えなくて見られないという世帯が増えてきているというのです。小樽市はそういう地域ではないとは思っていましたが、やはり共聴組合の加入世帯が結構ありそうなので、そういう場合の個人負担、あるいはそれができない場合はやはりテレビ難民というものが出ないとも限らない問題だというふうに改めて思っているのですが、国民が望んで地デジになったわけではなく、総務省でなぜこういうことをやったのかと思いながら、個人負担がでなくてテレビ難民が出てくるという想定に対して、総務省は何か対策は持っているのでしょうか。

○（総務）企画政策室阿部主幹

国の政策でやっている部分ですから、市のほうに考えを求められても何ともお答えしづらいのですが、お聞きになっている部分もあるかとは思いますが、例えば生活保護世帯に対しては安いチューナーを現物で支給するといった考え方も示されておりますので、低所得者に対するそのような対応も、何らかの方法で出てくるのではないかなというように考えております。

○菊地委員

情報化社会でテレビとかそういうものから情報が得られなくなるような世帯がないように、これは地方自治体としても目配りが必要ではないかというふうに思っています。相談窓口は総務課なのですか。

○（総務）企画政策室阿部主幹

市民周知の部分を含めて総務省からはいろいろと依頼が来ていまして、本年 3 月にも、広報に地上デジタル放送

の関係でいろいろな部分を載せたりしております。市民の方からは私どものほうにたまにお電話がございまして、テレビを買ったのだけれども映らない。こちらも電気店ではないのでその辺の詳しいことはよくわからないのですけれども、私どもの持てる知識の範囲で何とか説明をして、納得していただいているというのが現状でございます。

ただ、そういった部分については、国のほうで今 10 月 1 日から、相談センターとして、札幌で言いますとアスティ 45 に北海道地域テレビ受信者支援センターというのを作りまして、いろいろな相談に応じているところでございます。それと、全国的にはコールセンターを設けまして、365 日体制で対応しているというような状況でございます。

○菊地委員

◎住宅用火災警報器の設置状況について

それでは次に、市内の住宅用火災警報器の設置状況についてお尋ねしたいと思います。

調査をされたと思いますが、調査結果についてお知らせいただきたいと思います。

○（消防）予防課長

市内における住宅用火災警報器設置の状況でございますが、新築の住宅と既存の住宅に分けて答弁をしたいと思います。

新築の住宅につきましては、平成 18 年 6 月 1 日から設置が義務づけられており、建築確認申請における消防同意通知の段階で設置を指導し、18 年 6 月 1 日以降、本年 11 月末現在まで 544 戸、個数にしまして 2,525 個の住宅用火災警報器が設置をされています。

また、既存住宅の警報器の普及状況でございますけれども、一昨年 6 月の消防法の一部改正によりまして、23 年 5 月 31 日までには設置をすると定めて以降、その設置促進につきまして、いろいろな機会をとらえて広報を行ってまいりました。

なお、住宅用火災警報器普及状況の正確な把握につきましては、本年 5 月末日をもって設置義務化から 2 年を迎えましたことから、その実態の把握について、6 月から 8 月まで市内約 6,400 世帯を対象とするアンケート調査、これは各町会の御協力、また市民の皆様の御協力をいただいてアンケート調査、それと職員防火訪問による聞き取り調査を実施したところでございます。その結果、本年 9 月末現在における住宅用火災警報器の小樽市内における普及率はおおむね 24 パーセントであるということがわかっております。

○菊地委員

この 24 パーセントというのは、消防本部では多い少ない、どちらと分析されていますか。

○（消防）予防課長

これは国の猶予期間が平成 20 年、22 年、23 年とそれぞれ年度が異なっており、また、各市町村によって適用年度が異なっておりますので、一概に比較することはできませんけれども、現在の状況では全国平均の普及率が 28 パーセントとなっております。したがって、本市におきましては若干国の普及率より低いというふうに認識をしています。

○菊地委員

取りつけていない理由についてもお調べになっているかと思いますが、こういった理由が主に多いのでしょうか。

○（消防）予防課長

アンケートを実施した結果、2,040 世帯から御回答をいただいております。その中で未設置の理由につきましては、設置期限の平成 23 年 5 月 31 日までまだ大分期限があるので、それまでには設置したいという答えが約半数、55 パーセントでございます。それから、設置費用、値段が高いので今のところ取りつけていないというのが 22 パーセントでございます。それから購入方法がわからない、それから賃貸住宅で自分がつけていいのか、若しくは建物所有者がつけていいのかわからないというのがそれぞれ 10 パーセント、その他 5 パーセントとなっている状況で

ございます。

○菊地委員

今後、普及について考えていらっしゃる対策は何かありますか。

○（消防）予防課長

この住宅用火災警報器の普及の方策でございますけれども、2月の焼死火災の防止強調運動をはじめとして春秋の火災予防運動、また歳末警戒、その他消防本部、消防署、各出張所で行われます各防火行事において、大型店舗、また多くの方が集まる施設において、住宅用火災警報器の展示説明会などを実施し、多くの市民の方々においでをいただき、その必要性和効用をこれからも訴えて、設置促進広報活動を行ってまいりたいと考えております。

○菊地委員

仁木町なのですけれども、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用して、全世帯にこの警報器を設置するということを報告されています。小樽市では全世帯は無理としても、こういった交付金を使って低所得者世帯とか高齢者世帯の安心・安全対策に使うのはどうかといった検討はされたことはないのでしょうか。

○（消防）予防課長

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金でございますけれども、今年度につきましては事業の緊急性及び優先度から、はしご付消防自動車オーバーホールにかかわる申請を検討いたしました。調整の結果、申請を見送っております。例えば、この交付金制度は現在のところ国の平成20年度単年度の交付でございまして、来年度以降もこの交付金制度が継続される場合につきましては、事業の緊急度、また優先度なども庁内関係部局とで協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○菊地委員

もう少し警報器が安くなったらつけたいという方もいらっしゃると思いますけれども、22パーセントの方が未設置の理由に費用の面を挙げているということがありますので、特に高齢者の低所得者世帯にはそういう面の対策が必要ではないかと思えます。既に町村の中では助成制度もあちらこちらで検討されてきていますので、この交付金も来年度あるのか、ないのかというのがありますけれども、何らかの対策は必要ではないかというふうに思っているところです。

ところで、小樽市はこの交付金は何に使ったのか、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

交付金の申請状況でございますけれども、現在、今月9日に交付内示がありまして、11日に北海道のほうに提出してございますけれども、その事業といたしましては、小中学校の校舎の耐震診断事業、福祉除雪サービス事業、除雪の関係で歩車道の段差解消経費、貸出しダンプ制度、雪あかりの路実行委員会の補助金などを申請してございます。

事業費としましては1億円ほど総事業費で上げてございますけれども、最終的に事業が終わった段階で申請して、確定した段階で3,000万円の充当先を決めることとなると思います。

○菊地委員

◎特別支援教育について

特別支援教育についてお尋ねしたいのですが、陳情も提出されております。その陳情者からの要請でもあります。この特別支援連携協議会の設立について、小樽市教育委員会ではどういった議論をして、方向性についてはどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○（教育）学校教育課長

まず、経緯からお話ししますと、平成17年に発達障害者支援法が施行された際に、文部科学省と厚生労働省それぞれから、医療、保健、福祉、教育などの関係機関の連携協議の必要性について示されております。

小樽市教育委員会では、平成 19 年度に特別支援教育という制度がスタートした際に、名称は就学指導委員会や子ども支援部会という名称になりますけれども、医師、支援学校、療育センター、支援センターなどの関係機関が集まった協議の場というのは設置したところであります。

しかし、発達障害者支援法の目的である発達障害者の早期発見から就労支援、生活支援という長い期間あるいは広い取組を考えた場合に、もっと広く関係機関が連携・協議することが必要になってくると思いますが、教育部門あるいは福祉部門でそれぞれ同様の組織を持つことがよいのか、あるいは市として統一された組織として持つことがよいのかというのは検討・協議していく必要があると考えています。

○菊地委員

いろいろな関係者が支援を必要とする子供のことについて、いろいろな角度から考えていくということは大変いいことだと思いますが、ただ子供の発達の問題ですから、長い時間をかけることは許されないと思います。ぜひこの連携協議会の設立については、積極的に速やかに各部署と連携をとりながらそういうのを進めて、方向性を見いだしていただきたいという希望を述べまして、質問を終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○横田委員

今、地上デジタル放送関係のお話が出ましたが、私が住んでいる望洋台ですけれども、1,100 世帯ありますけれども、今まで組合がございますので、組合で運営していますので、一銭の個人負担もなく、大変きれいに映っております。総務省が電器屋の回し者みたいな話になっていましたけれども、そうではなくてやはり情報量ももちろん多いですし、非常に快適な生活を送れるという意味では、ぜひぜひ地デジを普及させていただいて、わからないところがあれば行政にお聞きいただければと思います。

◎特別支援教育について

私も特別支援教育の関係でちょっとお尋ねいたします。連携協議会はまた後にしまして、これまで何回も議会ではいろいろ質問をしたりしておりますが、まず小樽市内の実態把握といいたしましょうか、特別支援学校のほうは別にしまして、支援学級等にはどのぐらいの児童・生徒がおられるのか。それから、通常の学級に障害を持たれている方がどのぐらいいるのか現状をお聞かせください。把握している部分で結構です。

○（教育）学校教育課長

今年度の支援学級の状況でございますけれども、小学校で設置が 43 学級、そして人数が 64 人、中学校で 23 学級、人数が 40 人となってございます。

○横田委員

それは特別支援学級の数ですか。通常の学級におられる人数はどうですか。

○（教育）学校教育課長

今、答えた数字は支援学級の数字でございまして、通級の部分で何人通っているかというのはちょっと手持ちで資料を持ってきておりませんので、後ほど報告いたします。

○横田委員

たぶん、過去にコーディネーターだとかいろいろな方がおられて、支援学級ではなくて通常の学級で勉強なさっている方というのは、当然把握されているかと思ったのですが、今数字がないというだけですか。わかりました。それでは後で教えていただきたいと思います。

その支援学級は簡単に人数が把握できるし、すぐ出してもらえるかと思いますが、通常の学級におられる方はどのように把握をされているのか。たぶん、聴覚障害・視覚障害とかではなくて、LDとかADHDの方を数字で把

握されていると思いますが、どのような判断で把握されているのですか。

○（教育）学校教育課長

支援が必要となる児童・生徒の把握の部分だと思うのですが、一つにはいわゆる学校側の気づき、もう一つは保護者からの申出の中で、子ども支援部会という機関の中でその子供の状態を見て、その子供にとって望ましい教育は何かということを検討した中で、支援学級の中で個別指導がいい、あるいは通級によって指導を受けるのがいいという判断がなされ、その結果、通級なり支援学級在籍ということになります。

○横田委員

それはそうでしょうね。その児童・生徒を当然支援していく体制が今言ったコーディネーターとか、いろいろな巡回相談ということがあると思いますけれども、何か小樽市独自でこの特別支援教育をやられたというような例はございますか。報道で見たのですが、例えば紋別市あたりでは、連携協議会がやっていたのではなくて教育委員会がなっていますけれども、結局、病院にかかっている子供もおられる。ですから、教員がこれについていろいろ書きとめる。それから、それを同じノートというか、シートなのでしょうけれども、今度学校側が学校で行われたいろいろな相談、そういうこともいろいろな方が書く。一元化できるものを親が持っている。何か相談があったときにそれを出す。モデル地域ということで特別な取組だったかもしれませんが、何かそのような支援のために小樽市がやったというようなことがもしあればお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育課長

今の支援教育の中で統一された形で独自のものというのはないのですが、個別の案件に応じまして、例えば医療機関あるいは従前在籍していた幼稚園、保育所などとの情報交換を行っている状況です。

○横田委員

現場はなかなか私たちにはわからないし、大変だと思います。もっとたくさんの悩みがあったりなんかしていると思いますが、現場がやらなければならないことですから、その辺はしっかりと教育委員会でそれこそ支援していただいて、学校側が動きやすい、現場が動きやすいようにしていただきたいと思います。

何でそういうことを言うかといいますと、前にもちょっと取り上げさせていただきましたが、教職員組合が文部科学省の特別支援教育に反対だという意思を表明しておられました。ここに本年6月の北海道教職員組合の当初方針がありますが、前はコーディネーターも反対、巡回相談も反対というようなことでしたけれども、今回は若干トーンが落ちているのか、文部科学省の特別支援教育に反対し、共生・共学うんぬんという、こういった文言があるわけです。ですから、学校現場で特別支援教育が何かそういう行動によって阻害されることがないのかというのがちょっと一つ心配な面なのですが、この面について、市教委はどのように把握されているのですか。

○教育部長

北教組が方針として出している部分と、それがそれぞれの現場でどういうふうになっているかというのは、また別の課題というふうには思います。ただ、それぞれ学校で特別支援教育を担当されている教員でも、ある意味、教員の持っているポリシーなり、子供に対する接し方なり、全く同じレベルでということではないだろうというふうには思っております。

ただ、先ほどの陳情者もちょっとその部分に触れられていたのですが、実は、本日報告で出させていただいております第2次学校教育推進計画の中の重点目標1「確かな学力の育成」のところで4番目のところですが、「特別支援教育の充実」ということでうたっております。その中で、私ども教育委員会としてぜひこういう形で進めていかなければならないというのが、発達障害あるいはほかの障害の両方ともそうなのですが、具体的な取組事項の中での個別指導計画の作成ということ、今後の小樽市の特別支援教育の一つの大きな要素としていかなければならないだろうというふう考えております。

ここにはちょっと注釈もつけておりますけれども、単に学校教育だけではなくて、幼児期からその子供の様子と

いますか生活の状況、あるいは教育委員会サイドだけではなくて、医療ですとか、そういった関係機関からの情報があればそれに集約をしていくような形で、幼児期、小学校、中学校あるいはもっとその上という、そういうことも含めて、その児童・生徒のニーズに合った教育を進めていかなければならないというのが発達障害者支援法の趣旨でもありますし、私どもも学校現場の中で、基本的にはそういう形での教育を進めていくという立場で臨んでいきたいというふうに考えております。

○横田委員

今おっしゃるとおりの個別指導等々を強めていって、その子供たちに合った特別支援教育を進めていただきたい。これはもうもちろん当然のことですので、先ほどの陳情者からの指摘にもありましたように、比率は少ないようだけれども、それを上げるように頑張りたいと思います。

◎就学時健診について

ちょっと戻りますけれども、北教組の反対闘争の中で、私がどうなのかと思うことなのですけれども、就学時健康診断というのは、全員に行っているのしょうけれども、これも廃止に向けて取り組みますというお話なのです。それで特に受診義務がないことを明記させろとなっています。特別支援教育のほうには、知能テスト廃止を求めて取り組みますとなっています。これらについて小樽市の実態はどういうふうになっていますか。

○（教育）学校教育課長

就学時健診についてでありますけれども、次年度就学される児童の家庭にそれぞれ案内を出しておりまして、それに基づいて各保護者は各校で就学前健診を受けている状況にあります。

○横田委員

それはわかっているのだけれども、ちょっと意図が伝わらなかったのかもしれませんが。就学時になっているのか、就学前なのか、それは同じなのですけれども。健康診断の廃止に向けて取り組みますということをやっているのだけれども、何かそういう動向があったのかということをお聞きしたい。通常の方は受けられるのですか。

○教育部長

就学時健診は学校教育法で定められているものですから、当然やらなければならないですし、実際にもう九十数パーセント、よほどの事情がない限り、受けられないという児童以外はすべて受けています。ただ、北教組が就学時健診にどうして反対なのか、きっといろいろ考え方はあろうかと思います。ただ、ある意味、就学時健診というのは、まだその児童は学校には入っていないわけで、その学校の児童ではないものですから、その就学時健診の事業そのものは教育委員会の仕事ですので、学校を会場としてそれぞれ教育委員会の職員が行って、そこで実施しております。ただ、その中では校長、教頭の御協力もいただいておりますし、学校によっては、それぞれ養護教員のお手伝いもいただきながらやっている部分もありますので、立場は立場として廃止を主張することはあろうかと思いますけれども、現実的には小樽市においては支障なく行われているというふうに考えています。

○横田委員

ちょっとあまりよくわかりませんが、繰り返しになりますけれども、やはりこういった就学時健診あるいは知能テスト等々で、子供たちのそういった障害がわかるわけです。そして、それに基づいていろいろと学校での対応のしかたが決定されるわけでしょうから、その辺はしっかりと、もし仮に反対があったとしてもやっていただきたいというのが私の思うところであります。

◎特別支援連携協議会の設置について

それで、本日の陳情の趣旨説明にもありましたけれども、連携協議会の設立について、ちょっと私も振り返って見たところ、文部科学省から出ている通知の中に入れなさいというふうになっているのです。ですから、これは願意はもちろん妥当でしょうし、先ほどお話がありました福祉の部分などと重なるといったこともありますので、そ

の辺を一本化できるような、たぶんメンバーはそう変わらないと思うのです。厚生労働省の部分とこちらの文部科学省の部分ですけれども、双方で二本立てでやっているというのはどうなのかということがありますので、仮に教育委員会のほうで設置しても、これは福祉部と同じことを話し合っているという経費の無駄ですので、その辺の何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育課長

この連携協議会につきましては先ほども話しましたとおり、道内でもそれぞれ教育部門と福祉部門で立ち上げておりますけれども、たまたま後志支庁と後志教育局でも管内でつくっているものがあるので、その関係についてお聞きしたところ、後志においても今両方が立ち上がっているのだけれども、やはり同じような構成メンバーなので、要するに委員にとっては同じようなことを 2 回やることになるという、そういう意見がある中で、統合の方向に向かって動いているというお話を聞いておりますので、当市においても同様な組織を二つ置くのではなくて、一つの組織として設置できないかということで考えているところであります。

○横田委員

統一的にやっていただきたいと思います。連携協議会を立ち上げるというか、設置は先ほど言ったように文部科学省の指導でもありますのでやっていただきたいのですが、ただ本日陳情者がおられて、誤解を恐れずに言えば、特定の保護者の会ということであればよろしいのでしょうか、有志の会を入れてくれという陳情としては、議会意思としてはちょっと厳しいといいたいでしょうか、何といいますか、願意は非常にわかる気がいたしますので、質問の中にちょっと加えさせていただきました。

◎小中学生の携帯電話の使用について

今日、読売新聞に大きく報道されていましたが、中央の教育再生懇談会が小中学生の携帯電話の使用について制限をさせる、携帯を持つことを原則禁止させるという方針をとりましたけれども、これについては大阪の橋下知事がもう既に先行してやったりしておりますが、この件について一、二点触れさせていただきたいと思いますが、小樽市の小中学生の携帯電話の所持率はどのぐらいなのか、把握されていたらお知らせください。

○（教育）指導室主幹

平成 20 年度の学力・学習状況調査の児童質問紙から見る数値でしかないのですが、持っているという調査項目がないものですから、持っていないという調査項目を 100 から引いた割合で答弁をさせていただきたいと思います。小学校で 39.6 パーセント、中学校で 74.7 パーセントが持っているということでもあります。

○横田委員

小学生 4 割、中学生が 7 割以上ということですが、学校での裁量といいたいでしょうか、当然持っている子がいるのでしょうか、これについてはどういう指示を各学校に出しているのですか。

○（教育）指導室主幹

先ほどの割合は小学校 6 年生、中学校 3 年生ということでの割合なのですが、各学校での取組につきましては、基本的には不用物は持ってこないということになっておりますので、用事があって持ってきた場合については朝のうちに預かって帰りに返すと、そういう形になっております。

市教委として各学校に対するものとしては、各学校で保護者の意見が安全のために持たせたいとか、必要がないので持たせなくてもいいと、いろいろな御意見があるようです。各学校ではそういう保護者と学校との意見交換などを踏まえて各学校単位でそのような対応をしておりますので、今のところ市教委としては、市全体に統一したものということまでは考えておりません。

○横田委員

これは私個人の意見ですが、携帯電話は確かに便利なものです。ただ、通話だけではなくて、今何かメールにしてもインターネットにしても、情報過多な状態が続いている。それから、学校裏サイトはいろいろなところ

で社会問題となっているということがありますので、私としては持たせたくない。仮に持つとしても通話機能に特化したものを考えていますが、携帯電話を先ほどは預かっているという話を聞きましたが、預かりきれないこともあるでしょうし、校下では使っているわけですから、何かトラブルとかいじめとか、携帯電話に関してそういったものがあるのかなのか。あればお知らせ願いたいと思います。

○（教育）指導室主幹

委員が危ぐされているようなことは私どもも危ぐしております。実際にそういうことから、平成 19 年度の数値になりますが、携帯又はパソコン等インターネットにひぼう中傷や悪口を書かれるとか、いわゆるいじめのようなものについては小学校で 9 件、中学校で 7 件、計 16 件ということになっておりまして、各学校ではわかった段階で、児童・生徒はもとより保護者等にも指導をしていただいて、あと、それぞれの学校だより等を通して、又は情報モラル教室というのをいろいろ関係機関から外部講習に来ていただいて、そういうことを開催して予防に努めているところでございます。

○横田委員

わかりました。これからいろいろな国の方針も出るでしょうし、北海道教育委員会からも出るでしょうから、そういった今の数字はたぶん氷山の一角だと思います。もっと裏ではあるのかと思いますので、そういうことのないように。これは市独自でもやってやれないことはないと思いますので、すぐやるという話にはならないかもしれませんが、最後に教育長に、携帯電話に関して子供たちの使っている現状を踏まえながら、御見解を伺って私の質問を終わります。

○教育長

携帯電話につきましては、便利な反面マイナスの面もありまして、もろ刃の剣ではないかというふうに考えております。また、小樽市 P T A 連絡協議会関係者にいろいろ聞きますと、ある面では持たせたいという保護者、さらには逆の保護者もいますので、十分これは教育委員会の思いも、また保護者の思いも聞きながら、全国的な状況も踏まえ、今後考えていきたいというふうに考えています。

○佐藤委員

◎社会教育推進計画と学校教育推進計画について

新あおぼとプランについて質問させていただきます。

新あおぼとプランは、北海道教育ビジョンを踏まえて作成されているということで前から聞いておりますけれども、その中で新あおぼとプランの 16 ページ、「社会教育関係は『小樽市社会教育推進計画』による」と一番下に書いてありますけれども、この社会教育推進計画と今後の新あおぼとプランは当然リンクさせるのでしょうかけれども、その見解についてお答えいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

社会教育推進計画と、それから小樽市学校教育推進計画との関連ということでのお尋ねですが、私どものほうでもこの社会教育に関する部分について、平成 18 年 11 月に中・長期的な計画を策定するということでの諮問が教育委員長のほうからございまして、社会教育委員会議を中心として、2 か年にわたりまして協議を進めてまいりました。このたび答申を受けて、本年 11 月の教育委員会議にその素案を示し、今月 15 日より約 1 か月間、パブリックコメント手続に基づく意見募集を行っているところでございます。

私どもの北海道教育ビジョンの中で学校教育で担うもの、それから社会教育で担うもの、それぞれ補完する形で計画をつくっているということと、あともう一つ関連していることと言えば、新しい学校教育推進計画の 21 年度からの 5 か年の計画であるということと、それから社会教育推進計画が 21 年度からの 10 か年の計画ではありますが、その途中 5 か年ほどをめぐりして見直しを行うということで、相互の関連をつけているという流れであります。

○佐藤委員

それでは、社会教育推進計画に関してはパブリックコメントのほうに当然出されているということで、ホームページのほうにアップされているということだと思いますので、そちらのほうもまた勉強をさせていただきたいと思っています。

◎道徳教育推進教師について

それと次に、新あおぼとプランの中の 9 ページなのですけれども、ちょっと教えていただきたいのですが、道徳教育推進教師という言葉が出てきますけれども、これについて御説明をお願いします。

○（教育）指導室主幹

新しい学習指導要領の中に、道徳教育を進めるために校内に道徳教育推進教師を位置づけている。その教員が中心となって、校内でのいろいろな行事にかかわる内容について進めるということになっています。

○佐藤委員

ということは、新たに各学校に新任され、設置されるということによろしいのですか。

○（教育）指導室主幹

そのとおりでございます。新しく設けられるものということになってございます。

○佐藤委員

そうすると、その方が中心になって、各クラス担任の方と連携をとりながら教えていくというような形でしょうか。

○（教育）指導室主幹

新たに加配とか配置されるということではなくて、これまでの定員の中でそういう担当を学校の中に位置づけるという形になっております。そして、それぞれの担任とか教科担任とか、そういうところで連携しながら進めるということでございます。

○佐藤委員

それは今年度からもう既に始まっているのでしょうか。それとも、いつから始まるのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

来年度から試行が始まることになると思います。

○鈴木委員

◎「小樽市の財政」における職員数について

私のほうからは、小樽市の財政という資料をいただきましたので、この中から何点か質問させていただきます。

再三山田市長がやはり小樽の財政は厳しいと、お金がないということを何かの折に述べていますので、本当にこの中にはそういうことが詰まっているということで見させていただきました。

それで、まず 40 ページでございます。職員状況調べというのがこちらのほうに載っておりまして、小樽市の本庁舎職員数 899 名、各施設で 223 名、合計が 1,122 名というふうになっております。職員数は私が考えているところで 1,900 名弱ということなので、この差異はどういうことでしょうか。

○（財政）財政課長

小樽市の財政における職員数なのですけれども、この小樽市の財政につきましては、いろいろな統計調査を基に他市にも照会しながら、市の財政が関連する人件費あるいは他市との比較でわかりやすく状況を示したものでございます。

先ほど申しましたこの職員状況調べにつきましては、総務省が照会する地方財政状況調査の中で普通会計という概念で用いられるものでございまして、一般会計に住宅などの特別会計の一部を含めております。港湾、国保、病

院、水道の企業会計は除いておりましたから、こういう差異になったというふうに考えております。

○鈴木委員

ということを踏まえますと、こちらのほうにあります苦小牧市、江別市、北見市、室蘭市というふうを書いてありますのは大体人口が 10 万人以上で、小樽と同規模ということで考えてよろしいですか。そうしますと、小樽市が 1,122 名、苦小牧市が 1,134 名、ほとんど同じであり、これにつきましては問題ないのですけれども、室蘭市が 676 名なのです。こういう比べ方でいきますと極端に少ないのはなぜなのでしょう。

○（総務）職員課長

小樽市と室蘭市の職員数の違いということでございますけれども、主なものでお話ししますと、小樽市の場合は保健所が政令市であるといったことで、市の職員が配置されております。こういったことで室蘭市よりも 60 名ほど多くなっております。

また、消防につきましては、地形が東西に長いこと等がございまして、小樽市のほうが 100 名ほど多く配置されてございます。

それから、福祉事務所につきましても、本市のほうが室蘭市よりも 50 名ほど多く配置されております。

また、保育士につきましても、本市のほうが 30 名ほど多く配置されているといったような実情になっておりまして、総じて話しますと、本市につきましてはもともと 20 万都市であり、そういった意味で室蘭市よりも規模の大きな都市であったといったようなことで、都市規模が違うことによって、職員数の配置が違ってきているというようなことが根底にあるかと思っております。

○鈴木委員

今、二百四、五十ぐらいの違いですけれども、総数でいきますと 500 名ぐらい違うのです。ということになりますと、240 名は都市規模で抱えているという解釈でよろしいですか。

○（総務）職員課長

個別にそれぞれの部門で見えていきますと、それぞれの数字が、特別にここだけが違っているということではなくて、それぞれの部門ごとに若干違ってきているということなのですから、今、その中でも大きく数字がかい離している部分ということで話したのですが、全体を見たときに、それぞれの部門ごとにやはり歴史的経過もありまして、そういったことでの数値の違いが出てきているというふうに考えてございます。

○鈴木委員

そうしますと、先ほどの最初の説明に戻っていただきまして、この普通会計を使った指標がほかの都市と比較した場合に多くなるということに戻るのです。そして、これで数字が違うからちょっと違うのではないかということに戻るのですけれども、やはり苦小牧市は大体同じぐらいということで、小樽市が突出しているというふうには思っておりませんけれども、室蘭市とかそういうところがありますので、今後は何とか数的な配慮はしていただきたいというふうに思います。

◎市有財産現在高について

先ほど言いましたとおり、財政が大変だということは、我々市議会議員も市民の皆さんに説明しているわけですが、この中で 24 ページになりますけれども、市有財産現在高状況調べというのがあります。これでいきますと、私の勘違いかもしれないですけれども、小樽市は財産をどんどん売っていったお金にかえて、それを補てんして何とか財源に充てているというふうに思っていたのですけれども、この中で建物が平成 18 年度から 19 年度にかけて 4 億円でかなり増えているのです。このことにつきまして、主なものでいいので御説明を願えますか。

○（財政）契約管財課長

建物の財産の増減でございますので、新築とか増築があった場合には増額、逆に売払いか民間への譲渡・解体があれば減額ということで、その差額が財産価格の増減となるわけでございます。

平成 19 年度は 18 年度に比べまして 3 億 3,000 万円ほど増加しているかと思いますが、主なもので申し上げますと、まず減額のほうでは遊休資産の処分ということで、旧市民部分室と職業訓練センターを売却いたしまして、合わせて 6,140 万円ほど財産価格で減少しております。そのほかに、第 3 ふ頭の上屋の解体で 4,000 万円ほど。それから、第 3 ビルにおける旧室内水泳プール等の権利返還に伴う権利の喪失分ということで、3 億 3,000 万円ほどが減少しまして、減少分の合計が 4 億 3,000 万円ほどとなっております。

一方、昨年 9 月にオタモイ住宅の 2 号棟が新たに建築、新築となりまして、この財産価格が 7 億 6,000 万円ほどの増額となったものですから、差引きで 3 億 3,000 万円ほどの増加になったということでございます。

○鈴木委員

わかりました。それで、このトータルがあります。小樽市の市有財産現在高状況で 1,692 億 6,900 万円の一応資産があるという数字になっているのです。これだけを単純に外から見ますと、小樽市はお金持ちなのだというふうなニュアンスを受けるのですが、簿価であることもわかりますし、この中身がお金に換金できるとも私は思っていないのですが、市民の皆さんはこの数字を見て、小樽市というのはそれ相当の資産があるというふうなお考えになると思うのですが、この点につきましては財政部長はどういうふうにお考えでしょうか。

○財政部長

確かに千六百数十億円ありますけれども、ほとんどが土地と建物という、いわゆる公共施設の敷地ですとか、あるいは公共施設そのものでございますので、財産として固定資産を持っているということになりまして、実際の財政状況を反映したものとはちょっと違うのではないかというふうには思っております。

○鈴木委員

では、今回伺いましたそういうお答えを市民の方にもしておきます。

◎教育公務員について

それで、最後になります。42 ページ目です。こちらのほうに教育公務員という項目がありまして、我々のボーナスとか、そういうのも数字が出ていまして、このごろ市民の皆さんも本当に数字というものに厳しいというか、幾らなのだろうというふうに見ています。そういった中で教育公務員のこの職員 1 人当たりの支給月額というのは、小樽市が 39 万 5,333 円、苫小牧市から室蘭市までの同規模の都市が大体 35 万円程度であるのに対し、明らかに小樽市は突出して高いということでございます。

それで、教育公務員というのは、まずどういうお仕事をしているか、何人いらっしゃるかということをお聞かせ願えますか。

○（教育）学校教育課長

教育公務員についてですが、教育公務員という職員については、教育公務員法特例法で学校の校長、教員、それと教育委員会の専門的教育職員ということで、指導主事を指しています。市教委には現在 5 名カウントされております。

○鈴木委員

その指導主事という役職の仕事内容をもうちょっと具体的に教えてください。

○（教育）指導室長

指導室の指導主事の仕事がそれに当たるのですが、指導室では 5 名の指導主事を抱えておりまして、学校教育にかかわる教育課程、生徒指導、研修等について専門的な指導・助言に当たっております。

○鈴木委員

当人がいらっしゃるから言いにくい部分があるかもしれませんが、小樽市のこの金額が高いというのはなぜなのでしょう。

○教育部川田次長

まず、教育公務員について説明いたしましたけれども、北海道の小中学校の教員が小樽市のほうに割愛で来ていただいているということになります。それで、教員で在職していた時代の給与を私どものほうで保障をしなければならぬということで、その部分の保障は当然ございます。それとあわせて指導室の室長それから主幹というのは学校の教頭経験者をこちらのほうに割愛で来ていただいているという状況がありまして、一般の教員の方より、給与もやはり少し高いということもあって、この財政状況に載っているようにほかの市より若干高くなっているというふうに考えてございます。

○鈴木委員

ということで、下のほうに苫小牧市から室蘭市の金額が出ておりますが、小樽市は学校の管理職経験者で、かなりきちんとした指導力のある方をとらなければいけないから、この金額という解釈でよろしいですか。ほかのところは一般教員という形で、あまりそういうラインではなくてもよろしいという意味なのでしょうか。

○教育長

幾つかの市町村の指導主事が例として載ってございますが、小樽市の場合は校長、教頭がかなり高齢化しております。主に指導に当たるのは校長、教頭を中心にしながら、一般教員でございますので、指導主事の年齢もそれ相応の年齢ということになります。ほかの市町村の場合には、先ほど次長が申しましたように、一般教員が指導主事に当たっているのですが、小樽市の場合には主幹、室長については教頭経験者ということでございますので、当然俸給につきましては、市の同じ年齢の方よりはやはり地方公務員法で一応守られていることがございまして、そういう形になってございます。ですから、年齢的なものも違いますし、教育課題うんぬんというよりも、議会の答弁の数もおわかりのように、教育委員会関係の議案もかなり多いということは、それだけいろいろな仕事も多いということでございますので、御理解をいただければと思っております。

○鈴木委員

何となく分かれていることでわかるような気がするのですが、この横に平均年齢が出ていまして、小樽市 44.8 歳、ほかが 44.3、44.0、44.6、47.6 ということで、年齢的なものはあまり関係なく、今おっしゃったのとは違うのではないかという思いがあります。

なぜこうなのかというと、その隣が小樽市の一般職が 32 万円なのです。32 万何がしということで、ほかに比べましてラスパイレス指数からいっても、本当に一般職の給料が低い。その中でここだけ飛び抜けて、確かに 5 名ということで少ないのですけれども、別にこれが高すぎるかどうかはわかりません。ところが、この高いは高いなりに、だからこうなっていると、だから小樽市の指導主事はこういう部分でほかより払う価値があるのだということを述べていただければということを最後にして終わります。

○教育長

決して弁護するわけではございませんが、朝 7 時半から 8 時、夜は 9 時、10 時になるということで、一応いろいろと勤務時間もございますが、土日もしっかり仕事で、公務とか自分のためにやるべきことをしなければ、やはり指導・助言はできないということもございまして、それだけの勤務時間を要しながら仕事をしているということでございますので、他市と比べるということはなかなか難しいと考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 50 分

再開 午後 3 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。
公明党。

○高橋委員

◎特別支援連携協議会について

最初に、陳情の関係ですけれども、特別支援連携協議会の設立についてということで、先ほどからの議論を聞いておまして、少しはわかったような気がします。支援連携協議会の少しイメージがわかるように、もうちょっと簡単に中身の説明をお願いしたいと思います。それによって関係者の子供たち、親がどうかかわりがあるのか。それから、このぽてとの会がどうかかわりを持ってこれに参画したいと考えているか、その辺も含めてお願いします。

○（教育）学校教育課長

連携協議会の根拠法となります発達障害者支援法では、その目的をまず発達障害の早期発見、発達障害児に対する就学前の発達支援、学校における発達支援、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援、発達障害者の家族に対する支援ということで目的を位置づけております。

この目的を達成するために、いろいろな医療をはじめ福祉あるいは教育ということで関係する機関が発生してくるわけですが、それぞれの単独の機関の活動だけでなく、相互に連携をとりながら、要するに関係機関が連携協力をとりながら各施策を実施していくものということで、国のほうからは指導を受けております。

○高橋委員

その話は先ほどでわかったので、その協議会はどういう内容なのかということをもう少しその先の話聞かせていただけますか。

○（教育）学校教育課長

今、関係機関の話をしたのですが、いろいろな発達障害者に対する支援の中で、いわゆる関係機関の連携協力だけでなく、その中で保護者、親の会という当事者の意見を取り入れながら支援施策を展開していく、そういう方向づけがされております。

○高橋委員

そうすると、子供たちにかかわる関係者の意見が反映できる場にもなるということではないのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

その協議会の中で、いわゆる関係機関だけでなく、当事者も含めて施策を展開していくということで考えております。

○高橋委員

内容的には本当に必要だというふうに思っていますし、ただ先ほど横田委員も言われていましたけれども、この最後の文言の構成員の求めについては私もちょっと気にかかっておりました。いずれにしても後でしっかりと協議させていただきたいと思います。

◎平成 20 年度当初予算の考え方について

財政について伺います。

先ほど財政についても議論になっていましたけれども、現在の予算執行状況、財政運営、これをまず確認していきたいと思うのですが、最初に平成 20 年度当初の考え方、編成時の考え方を確認したいと思います。

まず、この平成 20 年度の予算を立てたときの基本姿勢について、再度ちょっと振り返って御説明を簡単にお願いします。

○（財政）財政課長

平成 20 年度当初予算の編成時の考え方でございますが、前年度に引き続き、緊縮型の予算を編成いたしました。しかし、17 億 5,000 万円程度の財源不足が生じることから、他会計からの借入れや公的資金の借換えの効果、あるいは職員手当や議員報酬の削減を拡大いたしまして、収支均衡予算としたところでございます。

○高橋委員

そこまではちょっと聞いていなかったのですが、要するに財政健全化計画にのっとって均衡予算を組むことと、それから財政再建が最大の課題であり、最優先だということでした。今、課長が言われた内容について、以前の資料ですけれども、平成 20 年 2 月 25 日、財政部から出されたポイントの資料の中で、一般財源収入とそれから歳出に必要な一般財源の金額を、もう一度前年度対比でお願いしたいと思います。

○（財政）財政課長

当初の見積りでございます一般財源収入が 340 億 2,000 万円のところ、それに充当する一般財源必要額が 357 億 7,000 万円だったことから、財源不足は 17 億 5,000 万円というような見積りになっています。

○高橋委員

前年度対比を教えてください。

○（財政）財政課長

前年度対比では、財源不足が 5 億円増加しました。

○高橋委員

◎平成 21 年度予算編成について

それで、気になるのがこの 2 枚目にある状況の数字のところなのですが、この歳出の財源必要額というのは、前年度より減っているわけですが、これからの平成 21 年度の予算編成に向かって何点かお聞きしたいのですけれども、その前に先ほど質問がありました市税収入の状況をもう少し詳しく、前年度と比較して現状がどうなのか、どういう収入状況なのか、特徴も含めて教えていただきたいと思います。

○（財政）税務長

まず、昨年度と比較しまして、全体的にここ数年、市税収入が減少傾向にあるということで、財政健全化計画に示しておりますけれども、個人市民税では大体 3 パーセントぐらい落ちるだろうということと、また、法人市民税については、大体前年度と同額を見込んでおりますし、また固定資産税と都市計画税につきましては、昨年度と今年度は評価替えの年に当たりませんので、ほぼ同額を見込んでおります。軽自動車税につきましては大体同額を見込んでおりますし、入湯税についても若干減少傾向ということでありますし、また、滞納繰越分につきましても、これはまた納付交渉とか、そういうことをやっておりますので、大体同額で見込んでいるというような状況でありました。

そういう中で今年度の収入見込みということになりますと、調定額に対して収納率ということがあるのですが、前半の上半期を終えまして、先ほども答弁申し上げましたが、若干落ちていますが、ほぼ同額のような状況になっておりまして、個人市民税、固定資産税・都市計画税につきましては調定額がほぼ確定しておりますので、変動はあまりないと考えております。ただ、たばこ税につきましては、これは昨年度も落ちているのですけれども、今年度も健康志向とかいろいろな問題もありまして若干落ちている。ただ、どこまでいくかということはありませんけれども、予算並みは何とか確保できるのではないかと考えております。

一番大きいところが法人市民税なのですが、これは法人の決算期を迎えた段階で法人税が確定して、それによって我々の法人税割が確定するところなのですけれども、9 月以降の金融不安等がありまして、これから決算期を迎える法人がどのような形で出てくるかというようなこともありまして、この辺あたりがちょっと不透明といえますか、わかりませんけれども、いずれにいたしましても私どもとしては、何度も申し上げておりますけれども、前年

度収納率を確保するためにいろいろな方策、対策を講じつつ、何とか昨年並みの収納率を確保してまいりたいという考えを持っております。

○高橋委員

それにしても、少なくなるだろうというふうには予測が出ているのですけれども、以前にも問題がありました交付税の不足額 2 億 3,400 万円と今の市税等のマイナス要素を足すと、なかなか今年度の予算執行は厳しいというふうに思っております。あと残された何か月間しかないわけですが、今年度の不足額を充当できる見通しについて、前にも聞きましたが、なかなか厳しいというお話でしたけれども、再度その辺について御見解を伺いたいと思います。

○（財政）財政課長

今、税務長が申しましたけれども、歳入のほうは景気の後退で税収も厳しい状況、あるいは今後安くなったとはいえ、石油製品の価格の不安定な動向、あるいは降雪に伴う除雪費等々が見込まれるところでございますが、我々の目的といいますのは財政健全化計画の目標、要するに単年度収支の均衡、それから累積赤字の減少、解消と、こういうことになってくると思いますので、これを守るためにも引き続き税収、税外収入にかかわらず収入の確保と経費の節減に努めたいと思っています。また、国の起債制度、減収補てん債とか道の貸付金、市町村振興基金というものもございます。そういうようなものを活用、検討しながら、財源手当を行いまして、財政健全化計画の目標を達成したいというふうに考えてございます。

○高橋委員

端的に聞きますけれども、その交付税の不足額を充当できるだけの考えられる要素というのは、今時点でどういうものがありますか。

○（財政）財政課長

本年の 7 月末に今後の執行予算の留保という形で全庁的にお願いしたものがございまして、先ほど言いましたとおり財源手当としての起債措置、あるいは道の貸付金の借入れの検討、あるいは毎年度ある程度不用額が見込まれますことから、これらを考えまして財源手当をしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

明確にこれだと具体的に示すものはあまりないということですね。いずれにしても、残りの期間、ぜひ十分検討していただきたいと思います。

次に、平成 21 年度の予算編成に向けての基本的な考え方、具体的な数字は来月以降という話でしたが、心配しているのは、今年度よりも来年度の市税収入は、恐らく落ちるだろうというふうに考えられます。望みはその交付税かと思っているわけですが、先ほど質問しました歳出に必要な一般財源必要額、これが今年度の予算と比較してどうなのかというのを聞きたいと思うのですけれども、これが下げられるのか、下がらないのか、どうしても上がってしまうのかという見通しについて確認をしたいと思います。

○（財政）財政課長

来年度の財源不足額についてでございますけれども、今、委員もおっしゃいましたけれども、総務省等々で来年度の地方財政対策等が練られているところでございまして、報道等によりますと交付税の額は、総理が 1 兆円を増やすとか、そういうような明言をしているところでございますが、いずれにいたしましても、はっきりするのが年明けになってきます。我々の特に歳入の見積りといったしましては、そういう地方財政計画、地方財政対策等を参考にしながら、交付税の伸びとか、それから市税の額とか、そういうものを積み上げていくわけございまして、来年度予算における財源不足額は今幾らに上ると、そういうことはちょっと出せないような状況でございます。

○高橋委員

わかりました。具体的には近くなってまた議論したいと思いますけれども、もう一つその基本的な考え方でこれ

からのスケジュール、それから時期、予算編成までの大まかな流れ、それらについて概括説明をお願いしたいと思います。

○（財政）財政課長

大体先ほども申しましたが、今月の 24 日、25 日ぐらいに政府予算が閣議決定されます。それを受けまして総務省内でいろいろ事務的に決めまして、例年 1 月末だったと思いますが、地方財政計画、地方財政対策というものが固まります。そういうものを受け、小樽市の予算編成をしていくわけですが、大体 2 月の中ぐらいまでには大枠を決めまして第 1 回定例会に示したいと、このように考えております。

○高橋委員

もう一つ心配な点は、先ほど財源対策の件で 17 億円の不足分を何とかあちらこちらの会計から借りて穴埋めをしたということでしたけれども、特に大きいものが下水道事業会計、それから水道事業会計ということになるわけです。両方で約 9 億円ということですが、これも平成 21 年度の考え方の中で、どうしても足りない場合には同じような手法を使うしかないというふうに思うのですが、これが可能なかどうか、現時点での考え方を伺いたいと思います。

○（財政）財政課長

最終的には企業会計のほうの今年度決算の状況にもよりますが、財政健全化計画で平成 21 年度は他会計から約 8 億円の貸付けを計画しております。そういうところもありますので、それを見据えながら企業会計のほうと協議してまいりたいと考えております。

○高橋委員

下水道事業会計については、水道局がないので具体的に聞けませんけれども、これだけ多額の借り入れが可能なのか、そういう見通しがどういうふうに打合せて、でき上がってきたのかというのを、もう一度確認をしたいと思います。

○（財政）財政課長

今ある財政健全化計画が本年の 3 月に見直したものでございまして、その当時から下水道事業会計のほうと打合せをしながら、健全化計画を策定したものでございます。

○高橋委員

水道局だって大変なはずですから、要するになぜこれだけの金額を借り入れできたのかという中身を知りたいのですけれども。

○（財政）財政課長

資本費平準化債を活用して借り入れるというようなことでございます。

○高橋委員

その資本費平準化債の効果でこういふふうになったわけですが、これが平成 21 年度、若しくは 22 年度も含めて同じような手法が使えるかどうかということを聞きたいと思います。

○（財政）中田主幹

資本費平準化債の拡大分という国の制度が平成 18 年か 19 年ぐらいからできたところで、その制度にのっとるような形で、下水道事業会計のほうで資本費平準化債を借りていただいて、その分を一般会計で借りるという、そういうような資金繰りをしており、それは制度化されているので、大体確実に借りられるというふうには考えております。

○高橋委員

要するに、水道局を介して一般会計が借りているというような構図になりますね。それは平成 21 年度も 22 年度も手法としては可能なのだということで受け止めてよろしいですか。

○（財政）中田主幹

国のほうの現行制度が特に何年までということは、今聞いておりませんので、継続するという前提で健全化計画の借入を、予算計上をしているということでございます。

○高橋委員

もう一点、心配なのが繰出金です。病院に対して大変多額の繰出しをしているわけですが、平成 21 年度若しくは 22 年度も含めてちょうどそのピークになるわけですが、それが本当に繰り出していけるのかというのが非常に心配なところ。財政健全化計画のあの試算表のとおりにいけば可能かと思うのですが、先ほど税務長からもあったように市税収入が落ちてきている。そして、交付税がプラスになればいいのですが、マイナスになった場合に、本当にこの健全化計画の根本的な見直しをまたしなければならないといった場合に、果たして病院にもきちんと繰り出していけるのかというのも非常に不安要素です。

具体的な数字が第 1 回定例会に向けて出てこなければこの詰めた議論はできませんけれども、そういうことも含めて、やはり 21 年度予算を編成していかなければならないのではないかなというふうには思っておりますが、その辺の御見解を伺いたいと思います。

○財政部長

健全化計画上も平成 21 年度の地方交付税は、20 年度と同額で見えておりますので、それを前提にして成り立っている計画ですので、何をおきましてもやはり最大の要因といえますのは、交付税の来年度の差額がどうなるかということであり、大きく左右されると思われます。市税収入は予算比較では、来年度は固定資産税の評価替えがあるということもありまして、5 億円程度落としては見ておりますけれども、先ほど税務長からありましたように、法人市民税の動きがどうなるかによってはまたこれも影響があるでしょうし、それから病院のお話もありましたけれども、改革プランで繰出金を見直した関係がございまして、今、現行の一般会計で見ております健全化計画上の病院会計への繰出しと若干動いてまいります。それにスライドさせて、現在まだ一般会計側の健全化計画を動かしておりますけれども、21 年度は 4,000 万円程度、現行の健全化計画よりは減るという形になります。それも踏まえてプラス要素マイナス要素、お話にありましたように何をおいても交付税の姿を見て、当然のことながら健全化計画はさらにどういう形で可能かはわかりませんが、見直さざるを得ないだろうというふうには思っております。

○高橋委員

具体的な数字が見えない中での議論ですのであまり詰められないのですが、第 1 回定例会に向けてぜひ頑張っていただきたいと思ひますし、また、第 1 回定例会の中でこの辺の具体的な内容をまた議論させていただきたいというふうに思ひます。

◎あおばとプランの現状と課題について

次に、教育委員会にお聞きをしたいと思います。

小樽市学校教育推進計画（案）ということですが、この 1 ページにあおばとプランについて現状と課題が書かれているわけですが、目指す方向が明確になり、教職員の学校改善に向けた意識の高まりが見られているというふうに書かれているわけですが、これはどういうふうにしてこの高まりが見られているという表現になったのか、その内容について教えていただきたいと思ひます。

○（教育）指導室長

あおばとプランによって本市の目指す教育の姿をはっきり掲げたことによりまして、各学校の教員が、校長、教頭も含めてですが、何を目標として教育を推進していったらいいのか、より明確になってきています。それで、当然このあおばとプランで示している中身は、自校で行われている実践も当然含まれているわけですが、その中で教員の声なども校長を通して聞いていますが、やはり自信を持って今やっている実践を進めていいのだと、そういう

ことで意欲を高めて進めているという話も聞いています。

○高橋委員

関連しますけれども、次の 2 ページに、保護者や地域の人々にあおばとプランが十分周知されていない状況が見られるというふうに書かれています。私もそう思います。先ほどの話にもリンクしますけれども、実際このあおばとプランが各学校現場にどういうふうに伝わっているのか、非常に疑問があるところです。校長は当然わかっているでしょうが、教員にもこういうものがきちんと伝えられていて、なおかつ教育委員会が示す趣旨が伝わっているのかと思うと、どうもそうではないというふうに私は感じています。

まず、その点が 1 点と、それからこの周知されていない状況ということに対しての御見解をお願いしたいと思います。

○（教育）指導室長

あおばとプランの周知についてですけれども、平成 18 年度にあおばとプランを策定したときには市の広報誌、それから全家庭にパンフレットを配布して、あおばとプランについて周知を図ろうと努めております。ただ、実際に P T A に携わっている方々は結構知っていただいているのですが、ほかの保護者の方などのお話を聞きますと、そういうことがあったのか、もっと早く知ったかったという声を多く聞いております。それで、いろいろな P T A の会合とか小樽市 P T A 連合会の会合などの場をかりて、あおばとプランの周知に努めてきているところなのですが、まだやはり知られていないという部分もあります。

それから、校長、教頭はもちろん学校の経営方針の中にこれを位置づけて示していますので、それぞれの教職員の方も、当然これに基づいて実践をされていると思います。ただ、学校だより等で示しているのですが、それほど保護者の関心が高まらないという、そういう実態もあるので、今後、新しい計画においては、あらゆる機会に周知を図っていきたいと考えております。

○高橋委員

学校現場への周知についてはどうですか。

○（教育）指導室長

学校の教員については、校長、教頭があおばとプランに基づいて学校経営計画を示しておりますので、それに基づいて教育活動をしていますので、教員もあおばとプランについては十分承知して教育活動を行っていると考えています。

○高橋委員

そんなところですね、わかりました。

◎確かな学力の育成について

次に、6 ページ、確かな学力の育成というところです。

以前の定例会でも今定例会でもいろいろ問題になっていると思いますけれども、わからないのがこの 7 ページに出ている②です。学力向上検討委員会等による学習状況等の分析と学力向上改善プランの作成。分析は、これは以前のものは見させていただきました。これはなるほどできていると思うのですが、学力向上の改善プランというのが非常にわかりづらいというか、改善プランになっているのかというのが率直な私の感想です。

ですから、具体的な内容がもっと学力向上検討委員会で作られていると思うのですが、文言になるとどうしてもああいふ形になるのかというふうに思うのですが、この部分についてはどうなのでしょう。

○（教育）指導室長

今お話をいただいた 7 ページの②の部分につきましては、学校における主な実践項目でありまして、学校において学力向上検討委員会等になっていますが、名称がこのようになるかどうかは、例えば教育課程委員会とか、そういう名称になるかもしれませんが、そういうような学力にかかわることを検討する委員会を設置いたしま

して、自校の学習状況をみずから分析して、そして学校が学力向上改善プランを作成するということでもあります。

○高橋委員

学校がということですね。

○（教育）指導室長

はい、そうです。

○高橋委員

わかりました。私の思い違いでした。私が先ほど話したのは、教育委員会ではなくて学力向上検討委員会で前回の全国学力・学習状況調査についての分析と改善プランを作成したのかと思っていました。計画については各学校で行うということですね。わかりました。

◎総合的な学習の時間の小中学校間の連携について

それから、9 番目です。総合的な学習時間のねらいの明確化と小中学校間の連携と。この小中学校間の連携というのは非常に大事な視点だと私は思います。昨年、姫路市に視察に行ってきましたけれども、モデルケースで大変成功しているところを視察してきました。相当中学校の教員が小学校に入っているいろいろな具体例をやっていましたけれども、この辺はどういうイメージでどういう内容を考えられているのか説明をお願いします。

○（教育）指導室長

総合的な学習の時間の小中学校間の連携についてであります。総合的な学習の時間は小学校 3 年生から高校までずっとあります。特に小樽市の小中学校において、例えば小学校の 3 年生から 6 年生まで環境について学習したとする。そして、中学校へ行ったらまた同じことをやったり、また小学校よりも、こんなことはちょっと語弊がありますけれども、レベルの低いところから始まったり、そういうことが若干見られますので、小学校までどういう内容でやったのか。それを踏まえて、中学校でさらにそれをどう充実させていくか。そのあたりの内容について、十分連携を図って指導計画を立てていただきたいということで掲げています。

○高橋委員

◎朝の読書活動について

次に、9 ページです。朝の 10 分間読書ということで、これは大変全国的にもすばらしい運動ということで取り組んでいるわけですが、小樽市の学校の実態について、わかっていたら教えてほしいのですが。

○（教育）指導室主幹

何らかの形で朝の読書活動を行っているのが、小学校で 21 校、中学校で 5 校ということになっております。

○高橋委員

これは、あおばとプランとしては全校に広げていくという、そういう目標でいいのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

そのように考えております。

○高橋委員

具体的にはどういうふうに進めようと考えているのかお聞きしたいと思います。

○（教育）指導室主幹

まず、日課表の改善ということで、朝の 10 分間をまず学校時程の中でとっていくということから、あと読書にかかわる必要性について教職員で共通理解を図りながら取組を具体的に進めるようにということで、各学校には話をしております。

○高橋委員

これについては、具体的な数字でなくてもいいのですけれども、ここ数年の推移も、伸びてきているのか、それとも横ばいなのか、どのような状況なのでしょう。

○（教育）指導室主幹

あおばとプランを実践するようになってからは伸びている傾向になっております。

○高橋委員

◎小学校の外国語活動における教員研修について

最後ですけれども、13 ページです。

小学校の外国語活動における教員の英語の指導力向上のための研修の実施ということで、報道にもありましたけれども、実は非常に不安に思っている保護者がいるということが私の耳に入りました。大変心配しているところなのですけれども、これまでの経緯と、なぜこういうような状況になったのかという内容を教えてほしいのです。

○（教育）指導室長

小学校における外国語活動教員研修についてであります。このたび 12 月 2 日、3 日に後志教育局で開催されております。この研修につきましては来年度から移行期になりまして、平成 23 年度から新学習指導要領で、小学校 5、6 年生において外国語活動が、週 1 時間で年間 35 時間の完全実施になるということで、来年度から移行措置ということで 10 時間程度各学校で実践をしてくださいという話は教育委員会のほうでしておりました。それにかかわって北海道教育委員会のほうで各管内において、各学校の校内研修の外国語活動の研修の中心となる人物、今年度と来年度で全学校を対象に研修会を開催します、参加してくださいということで通知が参りました。このことに対して、職員団体のほうから不参加の通告を受けておりました。そういうことが実際にありましたけれども、来年度から実施する各学校の実践に困らないように、教育委員会としては各学校から、期待数として半数ですので、13 校から 14 校は研修に出たいという話をさせていただいておりました。それで、締切りを設定しておりましたが、第 1 回目の締切りのときには 7 校の申込みがありました。後志管内全体の状況について、また、全道の状況について後志教育局のほうに聞きましたら、ほとんど半数が参加している状況であるとのことでした。教育委員会といたしましては、後志教育局にお願いしまして締切りを延長していただきまして、ぎりぎりまで各学校の教員に校長を通して参加を呼びかけたいと。最終的にはさらに 7 校の参加がありましたので、全部で 14 校の参加がありました。参加された教員のほうからは大変有意義な研修であったと、参加された学校については、今後、校内で資料を配布し、それから研修会を開催して、来年度からの実施に努めていきたいというお話を各校長から伺っております。

○高橋委員

14 校ですから、今度は残り半分ということですね。半分は来年度の研修に参加してもらわないと、平成 23 年度以降は完全に遅れるということですね。そういうことを心配されて連絡をくれた保護者がいましたけれども、これについては来年度については、その参加されていない学校に教育委員会からやはり必ず出てほしいというような要請が行くというふうになるのでしょうか。

○（教育）指導室長

2 年間のうちどちらかに必ず出てくださいという研修ですので、今回参加しなかった学校については来年度必ず参加していただきたいと思っております。

○高橋委員

そういう方針であるということ、ぜひ保護者にわかるようにお知らせをしていただきたいと思います。なぜかという不安に思っていますので、なぜうちの学校の先生は行かないのかというふうになっているわけです。それで、PTA の声の強いところは、どうも考え方をひっくり返して、行くようになったというふうに側聞しています。なぜ北教組が反対しているのか、その理由はわかりますか。

○（教育）指導室主幹

通告は受けてはいるのですが、その内容については本部からの指示であるということ以外は承知をしております。

ん。

○高橋委員

いずれにしても、これについては文部科学省で決まったことですから、保護者とそれから子供等に不安がないようにぜひしっかりと進めていきたいと思いますし、先ほども言ったように明確にそういう姿勢なのだ、若しくはそういうふう流れていくのだということを再度きちんと、どういう形になるかわかりませんが、伝えていただきたいということを要望しまして終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木委員

冒頭で 1 点述べさせていただきます。先ほどから御意見を聞いていますと、自民党の横田議員のほうから北教組の運動方針に書かれているとお話がありました。こういうことは、きちんと認められている団体に、政党として介入してくるということなので、そうだとすれば、ゆゆしき問題だということになるのですが、そういうことも含めて、北教組運動と今後の方針について、委員会はどう受け止めるかということでした。これは逆に教育行政に政党が介入していると、こういう構図になってしまうのではないかと思います。

そういうことで参考までに言いますけれども、それぞれ団体が掲げていることについては、制度というものについては人的につくったものです。制度に対してその生まれてくる背景をしっかりと踏まえて、それに基づいて批判、検討し、表現上では見直しだとか、それから廃止だとか、そういうような言葉というものが出てくると思うのです。それは団体の運動の中で表れてくる言葉です。そういうことで、一步間違うと、政党が、特に教育問題については教育内容に介入するというような場面があるということを申し上げておきたいと思います。

◎行政評価システムについて

まず一つは、行政評価のシステムについてであります。これはさきの定例会等々においても話が出ていたと思いますけれども、確認する意味で、行政評価システムという名前をつけて、それに基づく政策事務事業の評価をやってきたわけですが、まずこの行政評価システムの目的について教えてください。

○（総務）企画政策室笠原主幹

行政評価システムの関係でございまして、委員がおっしゃるのは、平成 18 年の秋口から 19 年 3 月にかけて私どものほうで試行いたしましたこの評価の関係だと思えます。この評価の目的ということで御質問がございましたけれども、まずは私どもが通常行っている業務、これらが市民の皆様はどういう効果を与えているかといったことは、これまでなかなか検証しづらかったという経過がございますので、そういう中で事業として行ってきたものを客観的にはかることはできないか、そのようなことで試行ということで取り組んできたものでございます。

○佐々木委員

ごく最近の例ではないですが、この評価システムの求めているところというのは非常に全国的にも注目されているということで、私のほうでもテーマとして今まで質問で取り上げてきたわけですが、今回つくられている行政評価システムについての評価ですが、この辺のところはどうですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

ただいま申し上げました平成 18 年から 19 年にかけて実施した評価というのは、あくまで私どもの試行ということで取り組みました。これは 21 世紀プランの第 3 次実施計画に基づく事務事業が 421 事業ございましたので、それらについて各所管部において評価をしていただいたところでございます。それを受けてその評価をやった中で、今後の課題的な部分という中では、どうしてもその評価の基準となる判断基準、そういうものを設定しづらい。最終的には担当課の主観的な判断とならざるを得ないというような部分もございます。

また、もう一方、その評価に当たって、かなり詳細な評価票というもので試行的に実施したところなのですが、本来の業務との関係の中で効率的な、そういう評価の仕組みづくりというのはなかなか難しい、そういうようなことで整理しております。

○佐々木委員

そういうことで試行という形でやってきたということですが、現在、策定中の第 6 次小樽市総合計画に合わせて平成 18 年度に試行として実施しましたね。それで、全部の事業本数と、それにかかる労力といいますか、この辺の取組の経過を教えてください。

○（総務）企画政策室笠原主幹

平成 18 年度に実施しました事務事業評価につきましては、事業の数といたしましては 421 の事業を対象としております。先ほど委員のほうからお話がございましたけれども、秋口からスタートいたしまして、実際に 19 年 3 月、予算編成時期等々とかぶった中での作業ということで、時間的に相当要しておりましたけれども、そういう点でなかなか難しい部分というのが多々あったのかというふうには考えます。

○佐々木委員

その部分を含めて平成 18 年 10 月 4 日に提起されたこの表題は、「行政評価システムと新しい総合計画について」であります。今お答えをいただきましたけれども、非常に難しい作業だということも含めて、これは今試行段階であっても評価システムをつくり上げたわけですから、それは生かして今後の新しい総合計画の中をつくり直していくのか、その辺のところを教えてください。

○（総務）企画政策室笠原主幹

事務事業評価の試行という部分ですが、それは一つは新しい総合計画、現在、第 3 回定例会で議決をいただきました第 6 次の総合計画になろうかと思っておりますけれども、この新しい総合計画の進行管理をしていく中でそういう手法を導入できないかということをベースに、平成 18 年度当時そういう試行をしたというものでございます。

ただ、その段階で参考としては、先進都市の事例などを基に試行的に作業を進めてみましたけれども、果たしてそれがそのまま今後やっていく上で妥当なものなのかどうか。また、各自治体では行政評価そのものにいろいろと取り組んでいると思っておりますけれども、これが一番いいというような手法について、なかなかそれぞれの自治体の事情等もある中で小樽市として簡易で効率的にできるような、そういうようなものを見つけていかなければならないというふうには考えています。

○佐々木委員

わかりました。生かして新しいものをお願いします。

◎新総合計画の策定スケジュールについて

そこで聞きたいのですが、新しい総合計画のスケジュールについてはおおむね話の中では聞いているのですけれども、改めて確認します。

○（総務）企画政策室笠原主幹

総合計画の策定スケジュールということでございますけれども、先ほど第 3 回定例会で基本構想の議決をいただいたという話をいたしましたけれども、前回の第 3 回定例会での議決以降、庁内の策定会議において、現在、基本計画について取りまとめ作業をしているところでございます。何とか年内に総合計画審議会のほうに諮問をいたしまして、また、審議会から御意見等をちょうだいして調整の上、第 1 回定例会には基本計画ということで示したい、このような形で考えています。

○佐々木委員

そうすると年内 12 月に諮問する。この基本計画は何年から何年までの計画になるのですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

新しい計画の基本計画期間でございますけれども、平成 21 年度から 30 年度までの 10 か年ということで考えています。

○佐々木委員

そして、さらに基本計画から実施計画になるのですね。その流れについては。

○（総務）企画政策室笠原主幹

基本計画はただいま言いました平成 21 年度からの 10 か年ということで考えてございますけれども、質問にございました実施計画につきましては、今回の第 6 次の計画では前期・後期という各 5 か年計画。前期は 21 年度から 25 年度、後期については 26 年度から 30 年度、このような各 5 か年の実施計画ということで考えております。

○佐々木委員

そこで、どちらも平成 21 年度からのスタートという形になるわけですから、そうすると今年度 20 年度の中では、基本計画と実施計画のスタートラインに立つということで押さえていいですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

先ほど平成 21 年度からということで申し上げました。基本計画そのものは 21 年度からスタートということで考えております。ただ、実施計画そのものの取りまとめ自体は年度が始まって早急に取り組んでいきたいと思っておりますけれども、最終的に提示できるのは 8 月ごろというふうに考えております。

○佐々木委員

そうすると、その計画は実施計画ですから細かい部分も出てくるのだと思うけれども、内容ですね。前回は評価システムにかけたのが 420 件程度ということですが、どのぐらいの内容になるのでしょうか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

事業評価の関係でどのような事業にということのお尋ねでございますけれども、総合計画の基本計画の中に一定程度の成果指標的なものは考えていきたい、これは基本方針等々でも示していることでございますけれども、実際にどういう事務事業を行って、その事務事業をどういう形で評価して示していくか。それは手法も含めて、これから平成 21 年度に入りまして、その具体については検討していかなければならないというふうに思っています。

○佐々木委員

基本計画等にかかわる部分については、新たな年度がスタートされて、第 1 回定例会あたりには示すことができるということですか。

○（総務）企画政策室笠原主幹

基本計画につきましては、何とか第 1 回定例会には示したいということで、今、作業を進めているところです。

○佐々木委員

◎特別支援連携協議会について

質問を移します。それでは、特別支援教育の関係で一つ確認しておきます。

先ほど陳情者のほうから陳情趣旨説明がありましたが、この特別支援教育が新たに特殊教育から特別支援教育に変わった内容について、ここのところをちょっと教えてください。

○（教育）学校教育課長

特別支援教育につきましては、平成 19 年度に学校教育法が改正されまして、その中で従来特殊教育と言われたものが特別支援教育という言葉遣いが改定されまして、本制度になりました。

○佐々木委員

今までは、特殊教育というとどちらかというと肢体不自由などの障害を持っている児童生徒を対象にしていたが、新たにぼてとの会が言っているように LD や発達障害の児童生徒を入れた中で特別支援教育として考えてい

こうということなのです。今までの特殊教育を単に名称を変えたのではなくて内容が大きく変わったのです。だから、そういう面で考えれば、小樽後志LD・発達障害児親の会「ぼてとの会」が主張しているように会を代表する人を連携協議会に参画させて欲しいということになるのです。そういう意味で考えれば、今名前が出てきたというけれども、これまでも障害者福祉関連の協議会などには、参画しており、また、全道的にも新たな法律に基づいてできたこの連携協議会の中に、ぼてとの会と同様の活動をしている方々が、含められているということなので、私は名前が出てきて当然だと思うのです。今までの特殊教育の中に割り込んで入れるというのではなくて、当然に参加して意見を出し合っていると、こういうふうには私は思っています。だから、突然名前が出てきたというのではなくて、この陳情の趣旨からいっても流れからいっても必然性があったと、こういうふうには思っています。

それで、その辺のところを含めて、教育委員会のほうでは協議会の設立に関して、どのように受止めているのですか。

○教育部長

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、こういった連携協議会に発達障害のある子供を持つ保護者の方あるいは発達障害という障害を持たれる方が直接出られて意見交換することというのは重要なことだろうというふうには考えています。ただ、それが直接的にぼてとの会が構成員になるのか代表者になるのかというのは、また別の問題かと思えます。一つの団体で長年活動されているということは十分私どもも理解しておりますけれども、やはり一定程度保護者なり障害をお持ちの方も入れるということになると、どういう仕組みがよいのかというのはまた別に議論はしていかなければならない。ただ、当然ぼてとの会の方々も含めての議論になるだろうというふうには思っております。

○佐々木委員

議会ルールの中で陳情という形であって、その議会の中で我々は判断をしなければいけない。その辺のところがあろうと思いますが、陳情趣旨というのは、この部分については私も一応理解できるし、受止めについても議会としては受け止めるべく判断していきたいというふうに思います。

◎就学援助について

次は就学援助の関係です。

就学援助の関係で一つ確かめておきたいのですけれども、就学援助そのものの制度についてどういうふうに認識しておられますか。

○（教育）学校教育課長

就学援助につきましては、学校教育法の中で「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」という規定に基づいて行っております。

○佐々木委員

この就学援助制度ができたのは、もとをただせば1956年です。50年たつのです。これは国の責任においてもしなければならないということは、憲法第26条と教育基本法においてきちんと位置づけられてきているものなのです。それが途中で補助制度に変わり、現在はどのような形になっていますか。

○（教育）学校教育課長

この就学援助につきましては、かつては補助制度の形をとってございましたけれども、現在はいわゆる一部を除いては交付税算入という形に変わっております。

○佐々木委員

地方交付税に変わって行って、小樽市の財政の中でこの就学援助に相当する部分について、地方交付税でこれというのはわかりますか。

○（教育）学校教育課長

交付税算定されるときにどういう形で算定されているのかというのは、ちょっと私のほうでは承知しかねます。

○佐々木委員

これは図書購入費の関係において、前にも伺ったのですが、その辺のところが財政部のほうでわかりますか。

○（財政）財政課長

現在手持ち資料がないので、後からお知らせします。

○佐々木委員

そういうことで地方交付税になって入ってくると、市の中で自由に使える分ということになるわけです。これは三位一体改革の問題にまた立ち戻るからやめますけれども、地方交付税で財源手当をするといっても、結局は市の持ち出しという形になるわけです。そういうことで十分な裏づけがあるというふうには思いますけれども、現在ここ 3 年間の就学援助を受けている児童・生徒数、それから金額、これについて教えてください。

○（教育）学校教育課長

近年 3 年間の動向ということですが、金額のほうの資料は持ち合わせていませんので、児童・生徒総数でお答えいたします。小学校、中学校それぞれでお答えしますが、まず小学校では平成 17 年度は対象 1,471 名、認定率が 23.11 パーセント、18 年度は 1,452 名、認定率は 23.36 パーセント、19 年度は 1,421 名、認定率は 23.70 パーセント。中学校では、17 年度は 681 名、認定率が 20.32 パーセント、18 年度は 704 名、認定率が 21.80 パーセント、19 年度は 708 名、認定率が 22.13 パーセントとなっております。

○佐々木委員

そうすると、これは二つとも率からいって横ばいということになっております。これは私の持っている資料で古い部分にはなるのですが、全国的に見て北海道と対比して一番多いところで東京の 25 パーセントを超えているものということで、直近の数字で比較できるような数字を持ち合わせていますか。

○（教育）学校教育課長

平成 19 年 5 月 1 日現在で道内の 35 市の数値で申し上げますと、平均が 17.9 パーセント、その時点で小樽市においては 20.9 パーセントという数値になっております。

○佐々木委員

横ばいといえども高い数字の状況であるということですが、就学援助を受けている対象者は今言ったような数字です。中身もこれは減っている状況よりも増えている。これは家庭環境にもよるのだらうというふうに思いながら、この就学援助の先の見通し、この辺のところはどうですか。

○（教育）教育部長

義務教育の経済援助として一つの基本になっている部分ですから、当然私どもとしては、制度としては今後も引き続きやっていかなければならないだろうというふうに考えております。

○佐々木委員

見守っていききたいというふうに思います。

◎学校給食費の改定について

学校給食費の関係で確認しておきます。

この春、学校給食費の値上げをしました。200 円の値上げをしたと思うのですが、その経過についてお知らせいただきたいとも思います。

○（教育）学校給食課長

今春の学校給食費改定の関係でございしますが、主食、それから牛乳、また副食、そうした面での総体的な

価格の改定がございまして、また、副食については改定の動向が今後も引き続く、そういったような背景もございまして、当初、試算をした時点ではおおむね 8 パーセントほどの改定が見込まれましたが、一部給食費の御検討をいただく中で、パン食も高いパンを取りやめるとか、それぞれの回数を見直すとか、それからまた牛乳や飲物類の回数を見直す、それからまた価格についてはメニューの工夫なども含めて行っていくということで、おおむね 6 パーセントほどの改定額ということで、小学校 200 円、それから中学校 250 円というふうに改定をさせていただいた経過でございます。

○佐々木委員

そうすることで値上げをして、それから月日がたっています。値上げをした影響といいますか、内容等も含めて説明できますか。

○（教育）学校給食課長

値上げ後の状況でございますけれども、引上げをしておりますので、当然収入も伸びております。ただ、申し上げましたように、主食をはじめ副食の価格上昇がありましたので、当然支出も増えてきている状況でございます。ただ、今年度に入りまして、実際の運営に当たりましては、いただく給食費で支出を考える、そうした収支均衡が原則でありますので、収入の見込みを考えながら適正な支出規模を勘案し、執行しているところでございます。

○佐々木委員

そうすると、収入に見合った形で運営しているということですね。いわゆる給食費の未納という問題が思ったよりも多いということで、声が大きく上がっているのですけれども、小樽市の段階で知り得る範囲でいいのですけれども、3 年間の給食費未納の部分について教えてください。

○（教育）学校給食課長

給食費の未納の関係でございますけれども、平成 17 年度は調定額が 4 億 4,700 万円ほどございまして、収納率は 98.26 パーセントで、未納の金額は 600 万 7,000 円でございます。18 年度は、調定額が 4 億 4,000 万円で、収納率は 98.39 パーセント、未納の金額は 710 万 1,000 円であります。19 年度は、調定額が 4 億 2,970 万円で、収納率は 98.72 パーセント、未納の金額につきましては 762 万 3,000 円ということになっております。

○佐々木委員

そうすると、700 万円、800 万円近い未納金があり、収納率が 98.7 パーセントということですが、先ほどの話で収入に見合う支出をしているということでもありますけれども、赤字が出ないということで、運営上また値上げというわけにいかないわけですね。そういう部分で考えていきますと欠損にするわけにもいかないだろうし、未納の状態がこのまま続いていくということが考えられますが、800 万円の未納分が献立に影響を与えることがあるのですか、ないのですか。

○（教育）学校給食課長

給食費の積算に当たりましては、1 食当たりの単価を積算いたしました。先ほど申し上げましたとおり、主食でありますパンとか御飯、めん類、牛乳、それから副食等を合わせまして、1 食当たり幾らということで水準を出して、それに対して年間の給食回数を乗じて年間の給食費を出しています。そして、小樽市の場合は 12 か月で割って納めていただくような数字になっております。その設定をした 1 食当たりの単価というものがございまして、未納がありますと単価としては若干下回るというふうになります。

○佐々木委員

未納対策というのは、小樽市ではどういうふうにしていますか。

○（教育）学校給食課長

収納につきましては、給食費の徴収簿自体は各学校で備えつけていただいております。それで、いろいろ口座振替が主要な徴収になっておりますけれども、例えば引き落としができなかった場合とか、現金納入で遅れているよ

うな場合とか、それぞれ未納が生じた世帯に文書や電話等で催促をさせていただいております。日常の学校のこうした取組のほかに、私どもとしても全市的に年 3 回ほど督促文書を作成し、未納世帯に対して送らせていただいております。あわせてその際に、学校のほうからこうした未納世帯の一覧を作成していただきまして、報告をお願いしているような内容でございます。そうした中でなるべく私どもとしても状況把握に努めてまいりたいと思っておりますし、中には直接学校の担当の方と話をし、検討しております。

○佐々木委員

先ほど就学援助の話が出ましたが、就学援助の対象として学用品と給食費などとなっていますけれども、この関係はやはり大きいだろうと思う部分もありますので、今後ともこのところは注意して見ていきたいというふうに思います。

◎小樽市学校教育推進計画案について

最後に、報告がありました小樽市学校教育推進計画案の部分について伺います。

この新しい計画案のベースになったのがあおぼとプランということで、先ほど御質問がありましたけれども、あおぼとプランができる経過については問題点などがいろいろとあって、そして現在に至った部分もあるのではないかとこのように思うのです。そういう面で考えれば新しい事業を立ち上げるときには十分な理解と協力なり、そういうものを分析した上で進めていかないとならないのではないかとこのように思うのです。ですから、私もこの部分については、あおぼとプランを点検していましたが、やはり事業ですから、それを総括する部分というのがあって当然だろうというふうに思うのです。その部分がかった上で政策的な部分も含めますから、それをやはり分析しながら新しい計画の中に盛り込んでいったのだろうと思います。そうすると、変わったのは、あおぼとプランではまばらになっていた部分もありますけれども、この計画上の中に政策、施策というのか。教育委員会としての方向を出して事業計画の中に入れているわけですから、やはり新しい事業というもののについては、計画策定時には総括をして、話を聞いていると点検も 65 をつくってそれを実施したかしらないか、そういう流れで点検し、進捗率は出ていますが、未達成の部分はどのようなのですか。

新しい計画をチェックしても、こういうことであれば、同じ繰り返しになるのではないかとこのように思っているのですけれども、その辺については今後の課題になっていきますから、総括をした、そして新しい事業計画の中に盛りつけたけれども、結局はこれの裏づけになる予算というものはないのです。提示していないですね。盛るだけ盛ったけれども、その裏づけになる条件整備というのは具体的に、表題はあるけれども、どうなっていくのか、これからの問題というふうに思います。

それで、教育長に一つ確かめておきますけれども、私のほうでも第 3 回定例会で一般質問をしたときに、今の教育環境には何が必要かという質問をしました。教育長のほうでは、小樽の現場というところで考えてみれば、ハード・ソフトの両面で整備をしていきたいというお答えでした。教育長にもアンケート調査が来たと思うのですが、今教育現場は何をすればよくなると思いますかという、そのアンケート調査の回答で圧倒的に多いのが、教職員の増員で 76.7 パーセントなのです。その次に続くのが国による教職員給与財源の確保が 69 パーセント。そして、次に少人数教育の推進が 64.9 パーセント。そして、教育関連予算の確保に 46 パーセント、こういうふうになっているのです。ですから、総花的に盛りつける部分というのと、やはり今何が必要なのかということについては教育条件整備、環境整備がやはり大事な点だというふうに思っているのです、この辺についての感想を聞かせていただきたいと思います。

○教育長

最初に、あおぼとプランの中身につきまして、トータルして六十数項目という話が出てございましたが、実は既に御承知のように、各学校の配分予算でありますとか、我々のソフト・ハード両面からも十分勘案していただきながら、3 年間でともかくこれをでき得る限り全力で頑張りたいという計画でございましたので、1 年で六十数

項目でないということは委員も十分御承知だと思いますが、そういう考え方に立って進めてまいりました。

今、委員がおっしゃいました教員の増員でありますとか、そういうことにつきましては、あらゆる機会に、例えば私の立場で言いますと、北海道都市教育委員会連合会というものがございまして、そこで十分お願いしてございますし、また、文部科学省が責任を持って給与ということでございますが、御承知のように国半分、道半分でございますが、北海道でこういう状況になってございますので、でき得る限り国のほうもたくさんということで、その一つの施策として、北海道ではお金はないけれども、例えば北海道独自のチーム・ティーチングでありますとか、小学校 1、2 年生、あと中学校 1 年生においては、北海道独自の加配ということで進めているところでございますので、後半委員がおっしゃいました国における給与の関係でありますとか、定員につきましては十分私ども教育委員会もそれと同じ趣旨でいろいろな検討をしておりますので、そのところは御理解いただければと思います。

なお、環境につきましては、冒頭に言いましたが、ソフト面、ハード面、両面備わっているだけではだめなのでございます。そういう面で私どもとしては限られた範囲ではございますが、最大限の努力をして、今日の教育行政を進めているところでございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○佐々木委員

本当にいろいろ盛られていますけれども、やはり学校現場というのは子供に学ぶ力をつけるところ。いわゆる受験学力ではないのです。それにはやはり教員の部分が大きな影響があるわけです。そして、おまけに今度は行政は何をするかといったら、これは子どもの権利条約ではないですけども、子供にとって最善の施策を講ずると、これがやはりベストなのです。そういう面で考えれば、そういうことを含めながら、今後の推進計画を実のあるものにしていくための制度を出し合っていかなければならないというふうに思っているのです。

○教育長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 30 分

再開 午後 5 時 05 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 35 号は可決、今議会に新たに付託された陳情第 1119 号ないし第 1140 号についてはいずれも採択、継続審査中の陳情についてもすべて採択を主張して、討論をさせていただきます。

核廃絶への国際的な動きが急速に高まっていることは、提案説明でもお話しをさせていただきました。2000 年の NPT 再検討会議で合意された核廃絶の明確な約束。しかし、2005 年の会議では、この約束をほごにして、核廃絶に向けた誓約の話し合いをブッシュ政権は拒否しました。日本政府も、このブッシュ政権の姿勢に同調し続けていました。しかし、核兵器廃絶の明確な約束の実行を妨害してきたこのブッシュ大統領の政策からの変革を求めたのがさきの大統領選挙だったと思います。小樽港に核搭載可能な外国艦船の入港は認めません。これが本条例案の趣旨ですし、市民の意思として示すことは可能なことですし、この世界の核廃絶の流れにも合致した動きだと思います。ぜひ御賛同を呼びかけるものです。

陳情については、本会議で詳しく述べさせていただきます。

各会派の委員の皆さんの御賛同をお願いして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 35 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 1004 号及び第 1005 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 3 号、第 4 号、第 186 号、第 262 号ないし第 356 号、第 358 号ないし第 370 号、第 373 号ないし第 643 号、第 647 号ないし第 1002 号、第 1006 号ないし第 1084 号、第 1086 号ないし第 1108 号及び第 1119 号ないし第 1440 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。